

金沢市地域福祉計画2018

みんなで支え合う地域社会をめざして
～ 一人ひとりが出来ることから少しずつ ～



金 沢 市

はじめに

めざましい技術革新によってあらゆる分野でボーダーレス化・グローバル化が世界中に広がった結果、現代社会は格段に利便性が向上し、人々は豊かさを享受しています。一方、都市化の進行やライフスタイルの変化、価値観の多様化により、近年、人と人との結びつきや地域コミュニティの機能が低下してきていると言われるようになりました。

幸い、私たちのまち金沢は、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌と連帯意識があり、多様な実施主体による地域活動が今も活発に行われています。これらの活動の背景には、本市の助け合い・支え合い精神の象徴と言える「善隣思想」があります。この「善隣思想」は、福祉のみならず、本市の特色ある歴史、伝統、文化などの根幹にあり、本市のまちづくりの基礎を成すものです。

今一度、私たちは、先人たちの思いを学び、地域社会の一員としてなすべきことは何かを問いかけ、心かよう地域コミュニティの形成に向けて実践していく必要があります。

これからの福祉は、高齢者、児童、障害のある人などの各福祉分野の内容充実に加えて、複合的な福祉課題に対応する包括的な支援体制と分野横断型の取組が重要になると考えられ、国においては一億総活躍社会づくりを進める中で「地域共生社会の実現」を提唱しています。

このような状況を踏まえ、みんなで支え合う地域基盤づくりを一層強化するために「金沢市地域福祉計画2018」を策定いたしました。

この計画をもとに、「市民みんなで支え合い、地域・暮らし・生きがいをともに創り高める共生社会」の実現を目指し、市民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら住み慣れた地域で心豊かに暮らせる幸せを実感できるよう、施策の具現化を積極的に図り、全力で進めてまいりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力、そして積極的に参画いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました地域団体関係者の皆様、地区別意見交換会（座談会）などで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2018年（平成30年）3月

金沢市長 山 野 之 義

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 策定方法.....	3
第2章 地域を取り巻く現状	5
1 少子高齢化の進行.....	5
2 支援を必要とする人の現状.....	6
3 地域福祉に関する国の動向.....	10
4 金沢の地域福祉を支える社会資源の状況.....	11
5 地域福祉推進に関する関係機関.....	14
6 地区別意見交換会（座談会）及び地域福祉活動に関するアンケートから見えてきた課題.....	15
7 民生委員児童委員活動実態調査から見えてきた課題.....	15
8 町会長アンケート調査から見えてきた課題.....	16
9 計画策定の留意点.....	16
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 地域福祉とは.....	20
2 金沢の地域福祉の基本理念.....	25
第4章 計画の目標と施策の展開	27
1 計画が目指す地域福祉の姿.....	27
2 計画の体系.....	28
3 基本目標.....	29
4 基本施策の展開.....	31
第5章 計画の推進体制	50
1 計画の推進.....	50
2 計画の進行管理.....	50
資料編	51
1 社会福祉法（抜粋）.....	51
2 金沢市社会福祉審議会条例.....	53
3 今後の善隣館活動のあり方に関する研究会 中間報告.....	54
4 地区別意見交換会（座談会）の概要.....	56
5 地域福祉活動に関するアンケートの概要.....	61
6 民生委員児童委員活動にかかる実態調査結果の概要.....	64
7 町会長アンケート調査結果の概要.....	69
8 金沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	74
9 金沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	75
10 金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ設置要領.....	76
11 審議経過.....	77

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

金沢には、先人が築いてきた善隣思想や公私協働の精神がありますが、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、地域における連帯感や人と人とのつながりが年々弱くなってきているとの指摘もあります。

一方、少子・高齢社会の急速な進行、単身世帯の増加や核家族化による家族の扶養機能の低下など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者や障害のある人、判断能力が低下した方の増加や、介護と育児に同時に直面する世帯、障害のある人と高齢の親の世帯等、市民が抱える生活課題も複雑多様化しています。加えて、子供・高齢者・障害のある人などに対する虐待への対応、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者などの権利擁護体制の整備、子どもの貧困への対応等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。

さらに、近年多発している自然災害を受けて、地域の絆やコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになっていきます。

このような中、地域における様々な課題に対応し、全ての市民が良好な生活環境の中でいきいきと充実感を持って暮らすことができる地域社会を構築していくためには、金沢ならではの地域コミュニティの良さを活かしながら、企業や学生等のボランティア、NPO等と連携し、地域力強化の推進が求められています。

社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会の実現のため包括的な支援体制が必要です。

先の「金沢市地域福祉計画2013」では地域に関わる全ての人々と行政が一体となって、総合的に地域福祉を推進するための基本方針を定め、支え合い活動が創出される地域づくりを進めてきました。

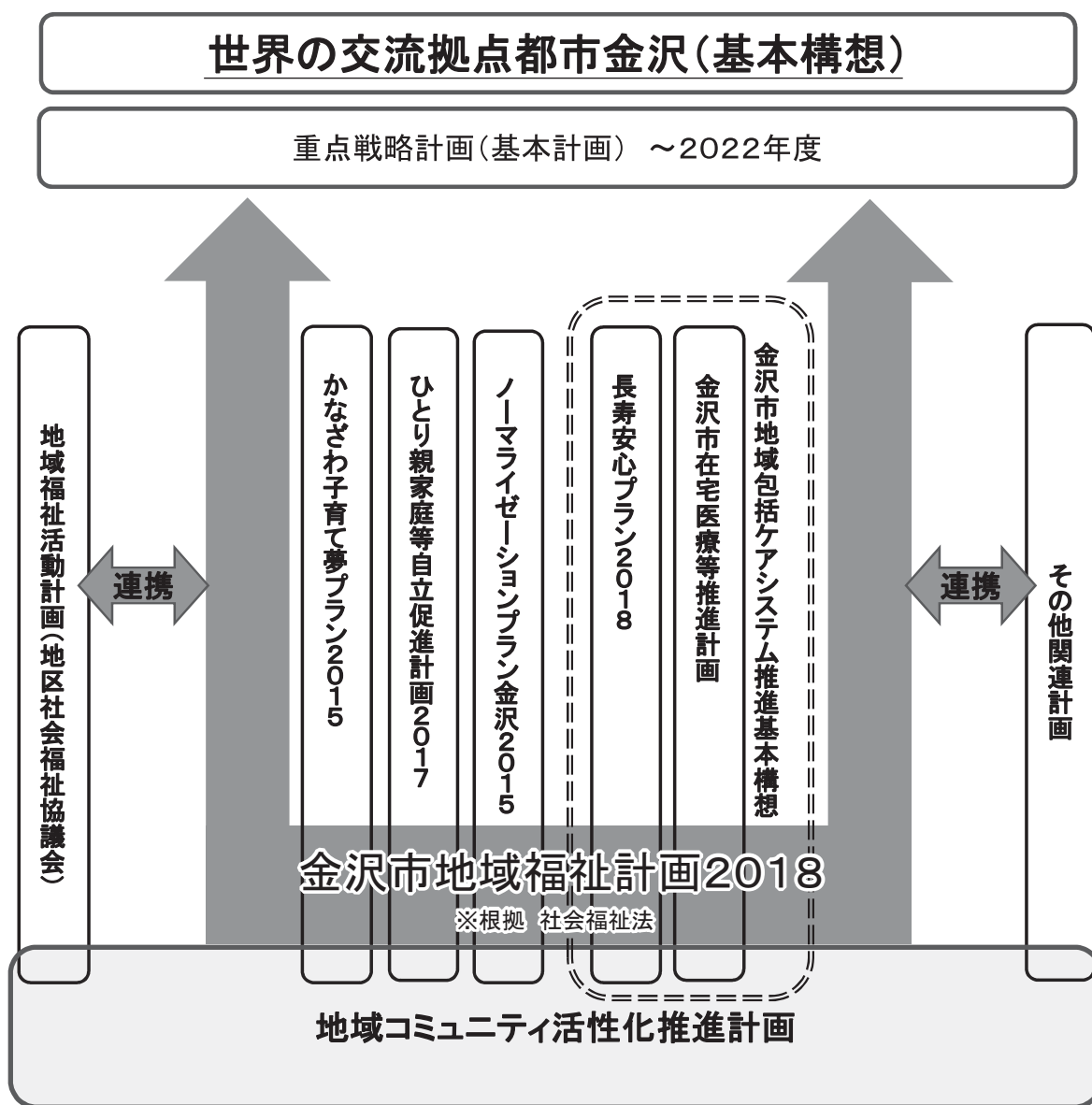
新たな「金沢市地域福祉計画2018」は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の人々が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の人々と行政等との協働による包括的な支援体制を推進するための基本方針として策定し、地域・暮らし・生きがいとともに創り高める共生社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画及び、本市の新たな都市像である「世界の『交流拠点都市金沢』の実現」に基づき、策定したものです。

本計画は地域という視点から、他の福祉分野別計画を横断した共通基盤として策定するもので、全ての人の地域生活を支えることを目指すものです。地区社会福祉協議会を中心に策定する「地域福祉活動計画（地区別計画）」を推進・補完する計画の意味も併せ持っています。

また、社会福祉法第106条の3に規定された包括的支援体制の整備について、分野を横断した複合的な課題のある世帯の問題や、制度の狭間の問題への対応についても盛り込むものとしています。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

また、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度
金沢地域福祉計画2013					金沢地域福祉計画2018	
かなざわ子育て夢プラン2010		かなざわ子育て夢プラン2015				
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2012				金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2017		
ノーマライゼーションプラン金沢 2009		ノーマライゼーションプラン金沢2015				
		金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想				
長寿安心プラン2012		長寿安心プラン2015			長寿安心プラン2018	
				金沢市在宅医療等推進計画		
					地域コミュニティ活性化推進計画	

4 策定方法

(1) 金沢市地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。

委員は14名で、金沢市社会福祉審議会委員、福祉団体の方、地域コミュニティ関係者、学識経験者及び公募により選ばれた市民（2人）で構成し、2017年度中に4回開催され、活発な議論をいただきました。

(2) 金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ

策定委員会の下で、実質的に資料を収集し、原案を策定するために庁内の部局横断的な職員によるワーキンググループを組織しました。

(3) 金沢市社会福祉審議会

金沢市社会福祉審議会は、社会福祉法の規定に基づき社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申するために中核市に設置されている附属機関です。本計画の策定に関して、金沢市社会福祉審議会の委員4人の方が策定委員会委員に委嘱されました。また2017年7月5日に開催しました審議会全体会において、計画の方向性について各委員から意見をいただきました。

(4) 計画策定過程における市民の意見の反映

① 地域福祉活動に関するアンケート及び地区別意見交換会（座談会）

各地区の地域福祉活動の現状と課題を把握するために、地区社会福祉協議会（54 地区）にアンケート調査を実施しました。

また、地域福祉活動を実践されている方々の意見を把握し、地域福祉の方向性と市としての取組目標を検討するために、地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉に関わる関係団体、町会長等との意見交換会（座談会）を 2017 年度において 9 地区で実施しました。

各地区より様々な地域課題や行政への要望などをいただきました。

② 民生委員児童委員活動実態調査

急速な少子高齢社会の進行に伴って民生委員の活動領域が拡大し、業務量が増加傾向にある中で、その活動実態を把握し、今後の地域福祉推進における役割・機能を検討するため、全民生委員児童委員及び主任児童委員（1,101 名）を対象に活動実態調査を 2017 年 7 月に実施し、今後の民生委員等の活動環境整備に必要な課題をまとめました。なお、活動実態調査の回答率は、89.9%でした。

③ 町会長アンケート調査

町会の加入率が年々減っているなか、町会の現状と運営上の課題や活動実態を把握し、2018 年に策定する「地域コミュニティ活性化基本計画」と本計画の基礎資料とするため、全町会長（1,360 名）を対象に町会長アンケート調査を 2017 年 7 月に実施し、町会における地域福祉活動の課題をまとめました。なお、町会長アンケート調査の回答率は、90.5%でした。

④ パブリックコメントの実施

計画を策定するにあたり、2017 年 12 月 19 日から 2018 年 1 月 17 日にかけて市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

第2章

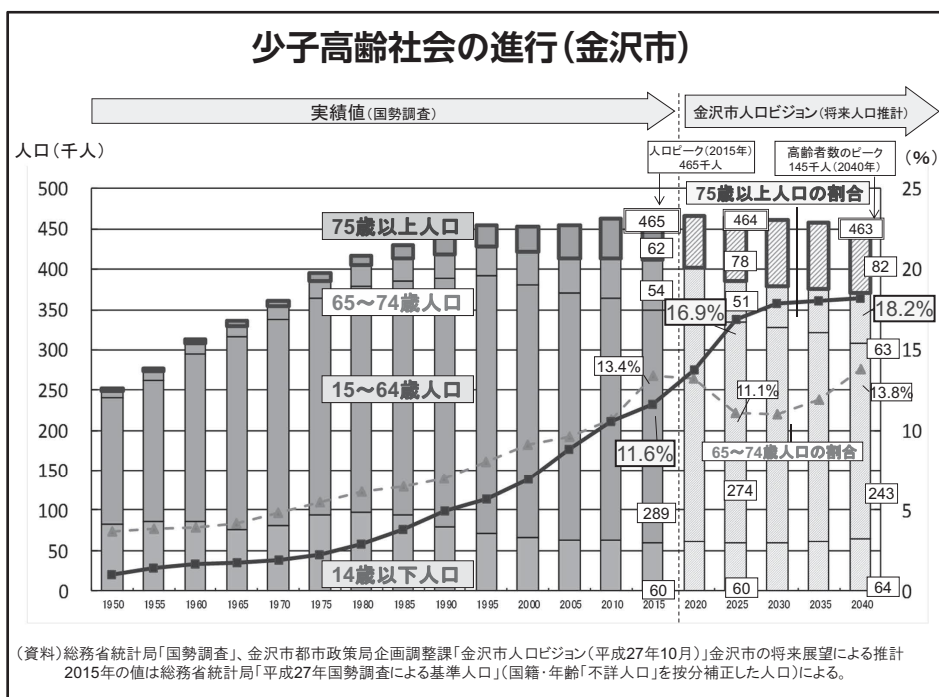
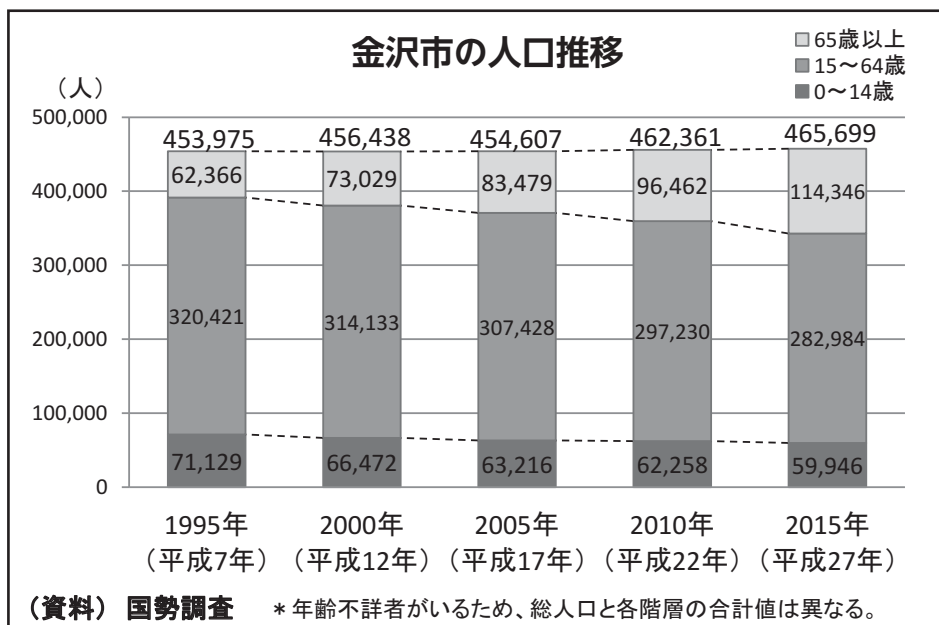
地域を取り巻く現状

1 少子高齢化の進行

(1) 年齢階層別人口の推移

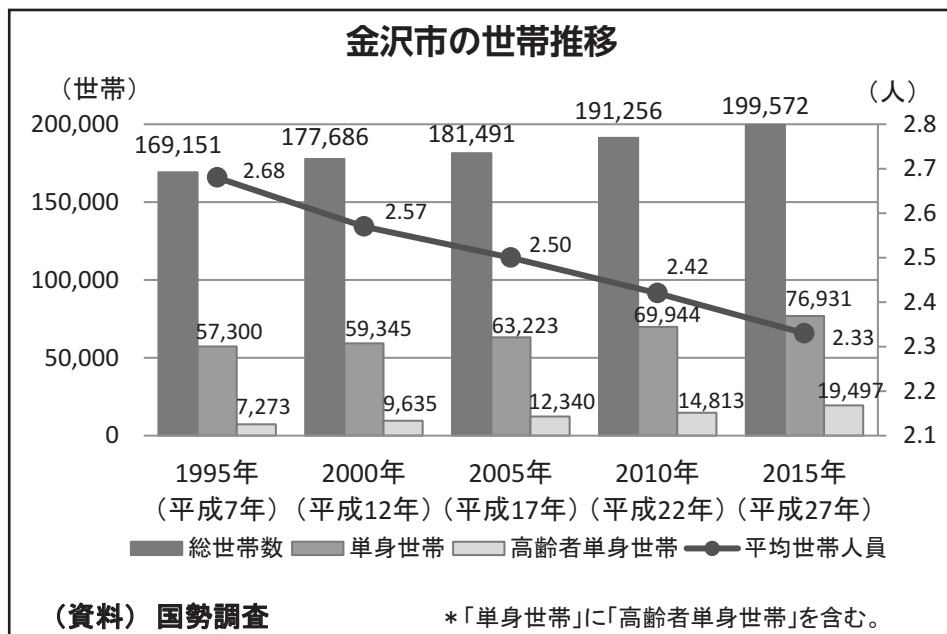
本市の総人口は、総じて緩やかな増加傾向が続いています。

年齢階層別の人口をみると、65歳以上の人口は、1995年から2015年までの20年間で51,980人増加しています。一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向にあり、今後は人口全体が減少する見通しで、経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。



(2) 世帯構成の推移

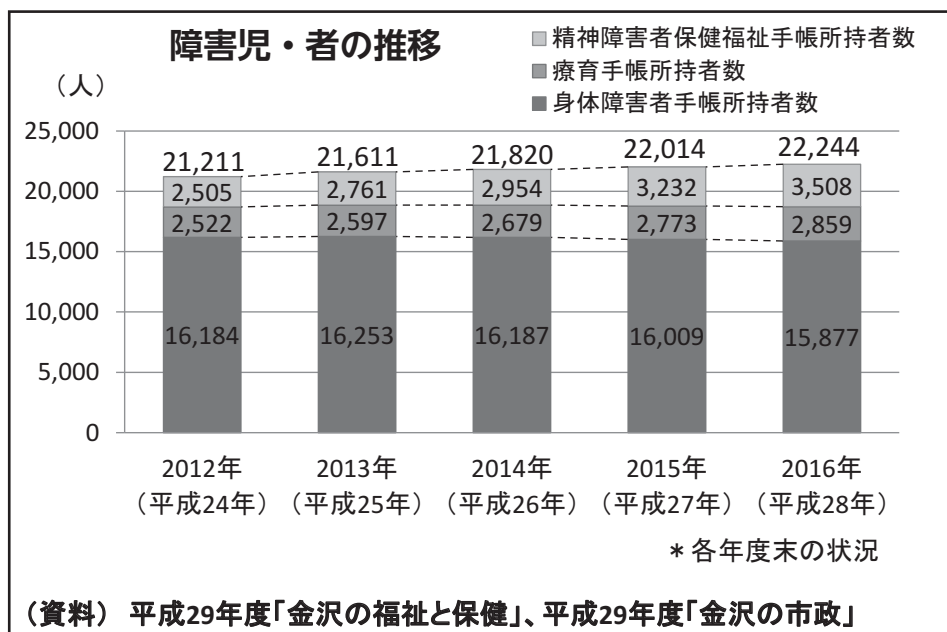
本市の総世帯数は、増加傾向が続いています。特に高齢者単身世帯数は、1995年と2015年を比較したとき約2.7倍に増加しており、見守り活動が必要な世帯が今後も増加することが予想されます。一方で、1世帯あたりの平均人員は、図のとおり減少の一途を辿っています。



2 支援を必要とする人の現状

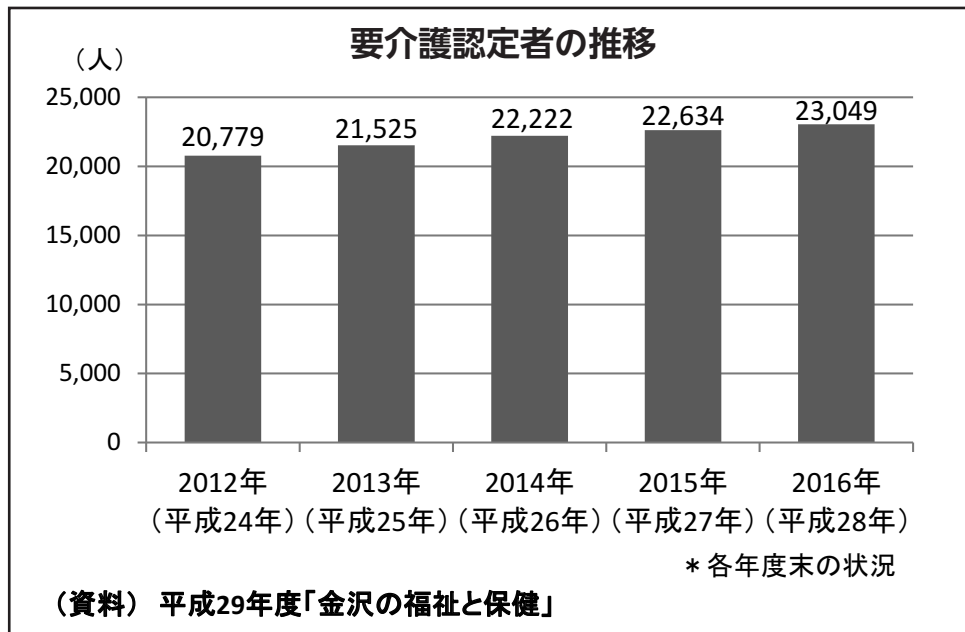
(1) 障害児・者の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数による障害児・者は、2012年度はそれぞれ16,184人、2,522人、2,505人でしたが、2016年度は、身体障害者手帳所持者数が307人減少しているものの、療育手帳所持者数は337人、精神障害者保健福祉手帳保持者数は1,003人増加し、全体で1,033人増加しています。



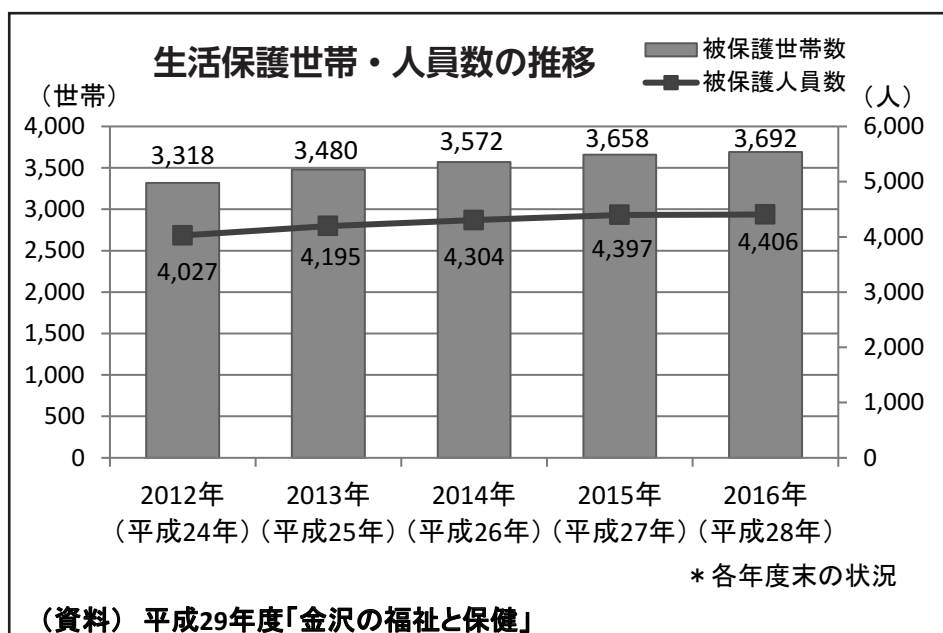
(2) 要介護認定者の推移

本市の要介護認定者は、2012年度は20,799人でしたが、2016年度には23,049人と2,270人増加しています。



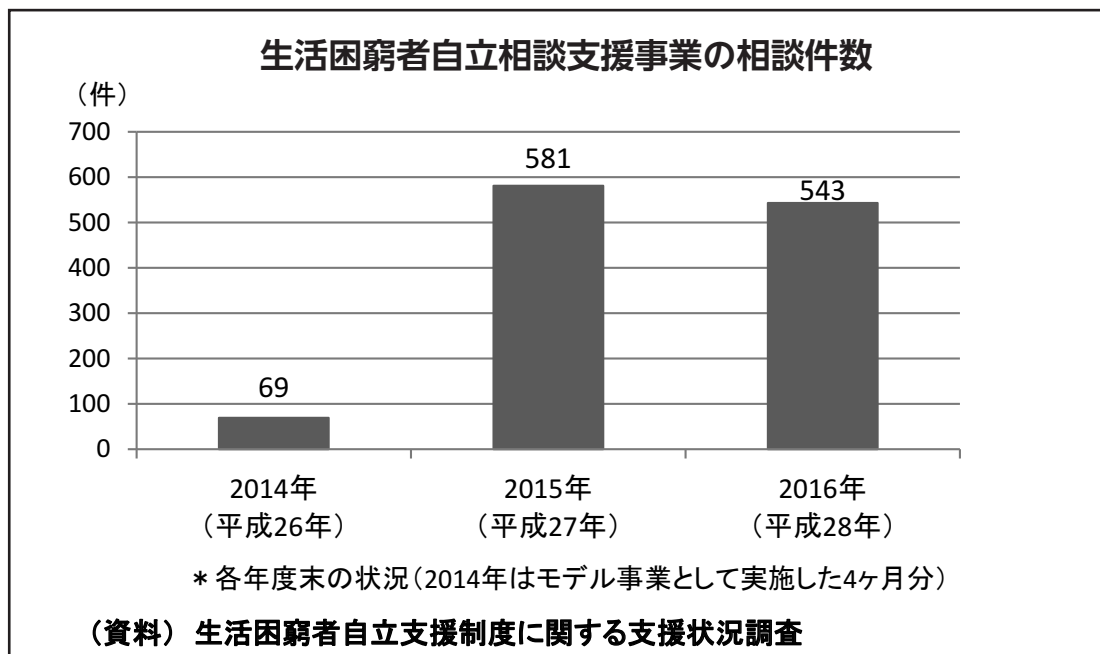
(3) 生活保護世帯・人員数の推移

本市の生活保護世帯数は、2012年度は3,318人でしたが、2016年度には3,692人と374人増加しています。また、人員数においても、2012年度の4,027人から2016年度には4,406人と379人増加しています。



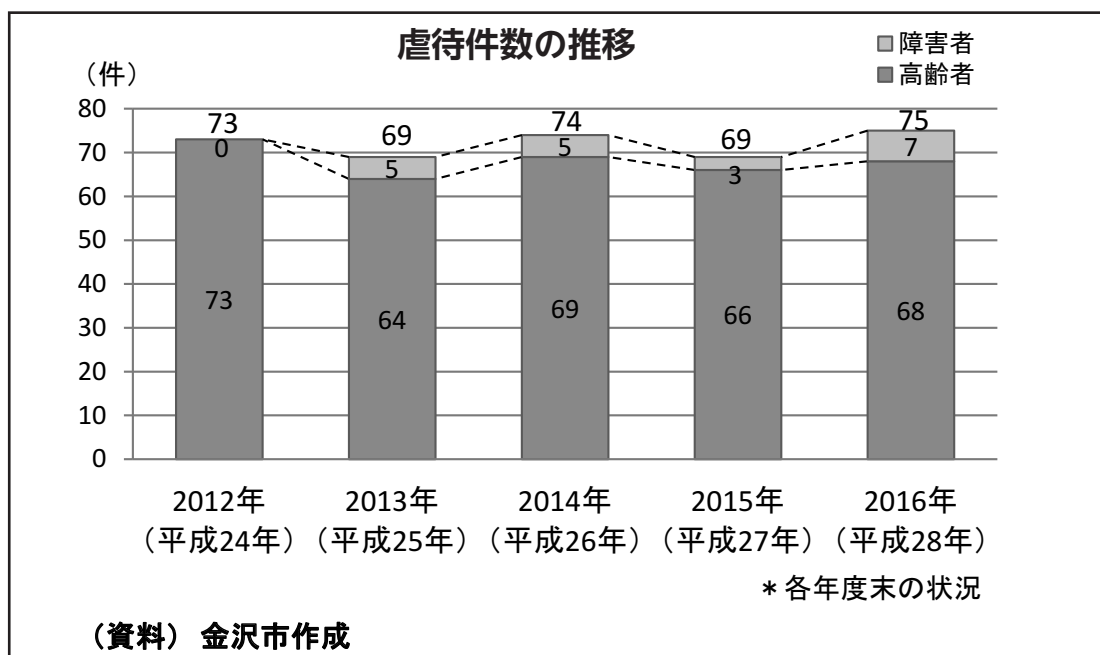
(4) 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数

2014年度より実施している生活困窮者自立相談支援事業において、2015年度は581件、2016年度は543件の相談がありました。



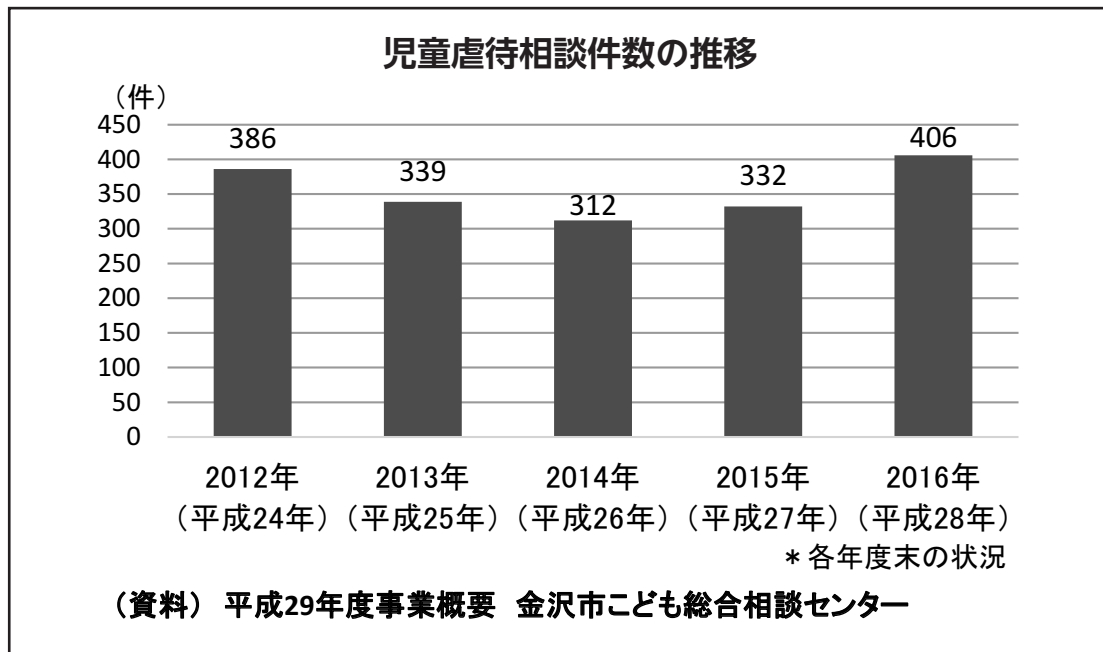
(5) 高齢者・障害者虐待件数の推移

本市において高齢者及び障害者虐待の認定件数は、ほぼ横ばいの状況が続いています。



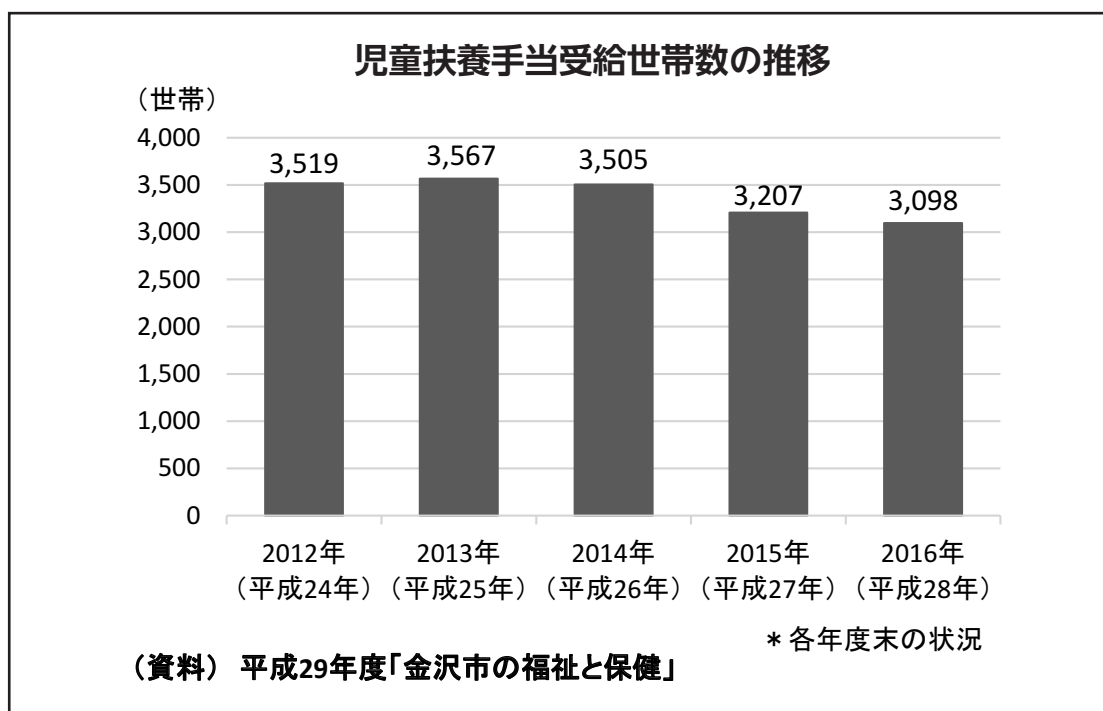
(6) 児童虐待相談件数の推移

本市において児童虐待の相談件数は、2012年度から減少傾向が見られたものの、2015年度より増加に転じ、2016年度は406件の相談がありました。



(7) 児童扶養手当受給世帯数の推移

ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当について、本市の受給世帯数は、2012年度は3,519世帯でしたが、2016年度には3,098世帯と421世帯減少しています。



3 地域福祉に関する国の動向



(1) 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、現在、地域社会を取り巻く環境の変化もあり、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

このため、政府が2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提示し、

- ・小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには介護と育児に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくり
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組などを進めることとしています。

(2) 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」

厚生労働省では「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、2016年10月から、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を開催しています。

検討会の取りまとめでは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、①住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくり、②市町村における包括的な相談支援体制、③地域福祉計画等の法令上の取扱い、④自治体、国等の役割について示しています。

(3) 包括的な支援体制の整備について

2018年4月施行の改正社会福祉法第106条の3項第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの事業の実施を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としています。

4 金沢の地域福祉を支える社会資源の状況

金沢には古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、この背景に、一つには金沢の人々の厚い信仰心、二つには冬季に雪が降る自然環境があり隣近所が協力して作業にあたったということ、三つには、金沢は城下町であり、城下町の産業として家内工業が発達して、人々はその地域で支え合っていかなければならなかったことが挙げられています。

現在、地区社会福祉協議会、善隣館、民生委員児童委員、町会、公民館などの多様な実施主体による地域活動が活発に行われています。

このような社会資源の活動は、地域の支え合いや助け合いにおいて非常に重要な役割を担っています。

(1) 地区社会福祉協議会

現在、市内には54の地区社会福祉協議会が、概ね小学校区ごとに組織されています。地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、校下（地区）婦人会・女性会、子供会などの各種団体を中心とした地域住民全体が主体となって構成されており、地域の福祉活動の中心的役割を担っています。

（主な活動内容）

友愛訪問、地域サロン、子育てサロン、配食サービス、広報誌の発行、敬老会、
地域見守りネットワークづくり、地域ニーズの調査、ボランティアの募集、
共同募金等への協力、介護講座、ボランティア育成活動、コミュニティカフェ

(2) 善隣館

金沢のコミュニティを語る時、善隣館を抜きには語れません。この善隣館は金沢の福祉の原点ですが、すでに明治期において、経済的に不安定な人や身体に障害のある人に対して、自宅開放などによって救済しようとする篤志家も現れました。

善隣館を最初に作ったのは、安藤謙治氏で方面委員（民生委員の前身）に任命されていました。安藤氏は「善隣館の建設の根本精神は要するに庶民階層に対する福利増進並びに精神的教化運動の二大方針を以て善隣思想の実践化を計らんとするにある」と語ったとされています。

1934年（昭和9年）に第一善隣館が創設されたのに続き、1960年（昭和35年）までに19館が開設され、開設当初は、授産事業や託児事業が活動の中心でした。

現在は11館が、社会福祉法人としてデイサービスや保育園などの事業を運営していますが、近年、他の民間施設との競合によりデイサービスを廃止する善隣館が相次いでおり、新たな活動の展開が課題となっています。

善隣館は、今もなお色濃い金沢市民の連帯意識の所産であり、その伝統は、善隣思想を発展させ、受け継いでいく必要があります。

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある方が地域から推薦され、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員と解されており、その活動は、民生委員法において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされています。

民生委員児童委員には守秘義務や政治的中立などの義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、200 世帯につき 1 人の配置とし、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日現在 990 人の民生委員児童委員が活動されています。

主な職務内容は、住民の生活状態の把握（見守り活動）、援助を必要とする方が自立した生活を営むことができるために必要とする生活全般に関する相談援助、関係行政機関に対する協力、地域サロン・子育てサロンの運営協力など多岐にわたっています。

また、民生委員法第 20 条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、地区社会福祉協議会と同様に、概ね小学校区ごとに組織されています。本市における地区民生委員児童委員協議会の活動は、単に民生委員法上の活動だけではなく、ボランティア団体として、広く地域の福祉活動の主体としての役割を担っています。

(4) 主任児童委員

主任児童委員は、児童委員（民生委員）の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、主な職務内容は、学校や児童相談所など関係機関との連携、民生委員児童委員への協力・援助などがあります。

本市においては、2017 年 4 月 1 日現在 111 人の主任児童委員が活動されています。

(5) まちぐるみ福祉活動推進員

まちぐるみ福祉活動推進員は、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする人への定期訪問、声かけ、見守り活動を活動内容としており、民生委員児童委員 1 人につき、概ね 2～3 人のまちぐるみ福祉活動推進員が「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を民生委員児童委員の担当区域ごとに組織しています。

2017 年 4 月 1 日現在、民生委員児童委員を含めて 3,063 名が金沢市長及び金沢市社会福祉協議会会長から委嘱されています。

(6) 町会

金沢における町会（町内会と同義）は、独特の地域共同体としてのコミュニティであると言われ、先人によって育まれた連帯の土壌が町会を支え、現在に受け継がれています。町会は、班から構成され、町会が集まって校下（地区）を形成し、横の連絡機関として校下（地区）町会連合会を結成しています。

また、町会と密接に関係する団体として、婦人会・女性会、子供会及び老人会があり、活動が活発に行われてきました。

なお、校下（地区）町会連合会の連絡機関として金沢市町会連合会が組織されています。市町会連合会が組織されたのは1962年（昭和37年）で、2017年4月1日現在62の校下（地区）町会連合会、1,360の町会と12,205の班があります。

（主な活動内容）

親睦・レクリエーション活動、環境美化活動、防犯・防火活動、子供会活動、老人会活動、防災訓練、交通安全運動など

（7）地区公民館

現在、市内に60館ある地区公民館は、概ね小学校区単位で設置されています。古くから相互扶助の精神を受け継ぎ、各種地域団体と連携を保ちながら活動を展開しており、地域の独自性を尊重した運営方式はいわゆる「金沢方式」と呼ばれ、金沢のコミュニティを語るときには必ず引用される要素となっています。

「金沢方式」には、運営を各地域に委託する「地域主導」、活動の多くを支える「ボランティア」、運営費等の一部を地元が負担する「地元負担」という3つの特色があります。地区公民館がこれほど多く、市民生活としっかり結びついた活動をしているところは、全国でもめずらしいといわれています。

また、地区公民館は、地域住民にとって最も身近な学びや交流の拠点であり、地域づくりの実践の場でもあることから、多様な学習機会を提供するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践し、地域の活性化、コミュニティの醸成に寄与しています。

（主な活動内容）

- ・三大事業である文化祭、社会体育大会、成人式の開催
- ・成人学級や高齢者学級、女性学級などの自主講座の開設
- ・グループ、サークルによる各種教室の開催 など

（8）校下婦人会

女性の地位向上及び資質の向上と明るい社会づくりを目的に、概ね小学校校下単位で組織され、現在、48の校下婦人会が活動しています。

（主な活動内容）

青少年健全育成・高齢社会問題・ボランティア活動、研修活動、交通安全活動、健康増進活動など

（9）老人クラブ

老人クラブは自らの老後の生活を健全で豊かなものにするための自主的な組織で、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、明るい長寿社会づくりに資す

ることを目的としており、2017年4月1日現在 289 団体が活動を行っています。

（主な活動内容）

社会奉仕活動（友愛訪問、清掃奉仕、地域美化運動等）、教養講座開催（健康教育講座、老人健康食講座、社会問題等教養講座、生きがい講座）、健康増進事業など

(10) 消防団

加賀鳶の伝統を受け継ぐ消防団は、明治の初め自治消防組が組織されたことが始まりと言われています。現在、金沢の消防団は団数 3 団、分団数 49 分団があって、団員の数は 1,210 人です（2017 年 4 月 1 日現在。機能別団員 101 名含む）。年額報酬のほか、災害や訓練への出動に応じて報酬が支給されています。また、消防ポンプ車の購入や機械器具置場を建築する際には地元で寄附金を募っています。

金沢市民の生命、財産は常備消防だけではなく、義勇精神を持つ消防団員の命がけの奉仕によって守られており、このことが金沢のコミュニティの特色です。

5 地域福祉推進に関する関係機関

(1) 金沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間団体で、社会福祉法第 109 条に規定されています。市民や町会などの住民組織、福祉団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設・福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、公私の福祉関係者の参加と協力のもと、市民が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っています。

金沢市社会福祉協議会は、1951 年（昭和 26 年）に発足し、1954 年（昭和 29 年）に社会福祉法人としての認可を受けました。民間組織としての自主性、広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性、継続的な活動で培ってきた専門性などの性格を活かし、市民の福祉活動の組織化・支援や社会福祉を目的とする事業の連絡調整、住民の参加と協力を得ての事業の企画などを行っています。

(2) 金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域の関係機関と連携し、様々な面で支援を行うための総合相談機関として、概ね中学校区のエリアである 19 の日常生活圏域ごとに設置しています。

主な業務内容は、高齢者の総合相談支援、介護予防等のケアマネジメント、虐待防止等の権利擁護、地域の関係機関とのネットワークづくり、日常生活圏域ごとに配置した認知症地域支援推進員と連携した認知症の人やその家族の支援などです。

6 地区別意見交換会（座談会）及び地域福祉活動に関するアンケートから見えてきた課題

構成団体間の連携・協力

地区社会福祉協議会の構成団体は全体として増加傾向にあります。一方で、構成団体間で地域課題が共有されていないことや、各団体が集まる機会が少ないなどを課題に挙げる地区が多く見られました。意見交換会でも各団体が多忙であるなどの意見もありました。

福祉人材の確保・育成

現状として、長期間役員等を継続できる方や、事業を推進するリーダーが不足しており、活動の継続性や定着性に不安があるという意見がありました。また社会情勢の変化等により、地域ボランティアの確保が困難であり、各種団体の協力体制は必要不可欠との意見もありました。

地域福祉活動計画の効果

計画の効果については「大いに効果有り」と「多少効果有り」で8割以上を占めています。一方、計画の効果として、「地域課題の把握」と「地域内の行事等への参加者増加」が前回調査より増加していますが、「関係団体の連携が深まった」との回答は前回調査より減少しています。

7 民生委員児童委員活動実態調査から見えてきた課題

困りごとを抱えている世帯への対応

困りごとを抱えている世帯のケースを尋ねたところ、「認知症などの課題」、「高齢者の孤立」、「経済的困窮・低所得世帯の課題」が上位にあがっています。また、介護家族の孤立、児童生徒の引きこもりや不登校、ひとり親家庭の孤立など、世帯の抱える課題が多様化しており、支援が複雑化していることが分かりました。

活動における負担感

活動上の悩みや苦勞について尋ねたところ、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「民生委員としてどこまで支援すべきかわからない」と回答する民生委員が多く、民生委員としての期待に応えようとする中で、支援を必要とする人との距離感に苦慮している姿が浮かび上がります。民生委員活動は主に見守り、相談相手、多様な関係者へのつなぎ役ですが、活動内容が住民に十分に周知されていないことも負担感の要因と考えられます。

任期の短期間化

現在までの在任期間を尋ねたところ、約6割の民生委員が2期末満と回答しています。5年前の実態調査では、2期末満の民生委員の割合は約5割であり、在任期間の短期間化が進んでいることが分かります。

経験の浅い委員が無理なく安心して活動を継続していけるよう、行政や地区民生委員児童委員協議会が積極的に支援していく必要があります。

8 町会長アンケート調査から見えてきた課題

(ここでは、町会活動全般の調査結果のうち、地域福祉に関する課題を列举しています。)

地域コミュニティの希薄化

高齢者世帯の増加と子供の減少に加え、3割以上の町会で空き家も増加しています。

また、「地域住民の活動に対する関心が低下している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」との回答がおおよそ7割となっています。

そして、金沢市の地域コミュニティ運営の自主自立的な風土を端的に表す言葉である「金沢方式」という言葉について「知っている」と回答した割合は3割に留まっています。

高齢者支援活動の活性化

「高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」との回答は6割を超えていました。一方で、町会の活動内容として、「高齢者支援」が「あまり活発ではない・全く活発ではない・そのような活動はない」と回答した割合がおおよそ7割となっています。

地域福祉活動及び担い手への高いニーズ

町会における役割で、「地域福祉の担い手」が「とても重要である」と「ある程度重要である」との回答は8割を超えていました。また、「地域福祉の充実」が「とても必要である」と「ある程度必要である」との回答もおおよそ9割と非常に高い割合となっています。

9 計画策定の留意点

ここでは、これまでに述べてきた地域を取り巻く現状をふまえ、計画策定にあたって考慮すべき事項を整理し、計画の方向性を示します。

(1) 考慮すべき事項

超高齢・人口減少社会の進行

2015年の国勢調査によれば、我が国の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、26.6%で、団塊の世代が75歳に達する2025年には、高齢化率は、30%に達することが予想され、それに伴う社会保障費や医療費の負担増が懸念される、いわゆる「2025年問題」が間近に迫っています。高齢化率は、2025年以降も上昇を続け、2036年に33.3%で3人に1人が高齢者になると予測されています。

また、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2029年には人口1億2,000万人を下回ることが予測されています。

このように超高齢・人口減少社会が一層進行するため、将来を見据えた対策を早急に講じる必要があります。

(参考)「日本の人口・社会動向」

指 標 等		2015 年	2020 年	2025 年	備考
総 人 口		12,709 万人	12,532 万人	12,254 万人	平成 29 年版 高齢社会白書より
14 歳以下の人の割合		12.6%	12.0%	11.5%	
15 ～ 64 歳の人割合		60.7%	59.1%	58.5%	
高齢化率（65 歳以上）		26.6%	28.9%	30.0%	
75 歳以上の人の割合		12.8%	14.9%	17.8%	
生産年齢人口が高齢者を支える比率		2.3 人で 1 人	2.0 人で 1 人	1.9 人で 1 人	
単身高齢世帯の比率		11.1%	12.6%	13.4%	平成 29 年版 厚生労働白書より
生涯未婚率	男性	23.4%	26.6%	27.4%	
	女性	14.1%	17.8%	18.9%	

※生産年齢人口・・・「15～64歳の人」

※生涯未婚率・・・「50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合」

地域コミュニティの変容

今後の福祉施策の大きな流れは、「地域共生社会の実現」であり、その背景には、人々の生活を支える基盤としての地域の重要性の高まりがあります。

一方、都市化の進行、産業構造・雇用形態の変化、ライフサイクルの変化などにより「人の流動化」が著しく進み、住民の地域への帰属意識が低下した結果、地域コミュニティが弱体化しており、このことは、町会加入率の低下や地域団体の役員等の確保が困難であることに現れています。

さらに、近年の空き家の増加によって防災性・防犯性の低下、ゴミの不法投棄、景観の悪化など様々な影響が地域に及ぶことが懸念されています。

地域コミュニティの弱体化で発生する問題には、住民相互の無関心、社会的排除・孤立、相互扶助機能の低下などが挙げられ、このまま放置すれば住み慣れた地域が「暮らしにくい地域」になりかねないことを、住民も行政も強く認識する必要があります。

これまでの生活の質を今後も維持していくためにも、地域におけるつながりを強化するとともに、地域コミュニティと連携した生活保障の基盤を構築することが重要です。

このため、「地域力」向上を目的に、施策の重点化・総合化による地域支援が必要です。

多様な生活課題

日常生活における様々な課題やちょっとした困り事などについては、これまでは地縁・親族による助け合いによって対応してきました。

しかし、地域コミュニティの弱体化や要援護者の増加に伴う担い手の不足・高齢化・固定化などにより、従来の地域における支え合いを期待することが困難になってきました。

近年顕著になってきた生活課題は、主に次のとおりです。

- ① 単身高齢者の社会的孤立感の増大
- ② 見守り・援助を求める人の増加
(「単身高齢者等の孤立」、「高齢夫婦世帯」、「判断能力が低下した方への対応」「外出困難な方」なども対象に)
- ③ 除雪、電球交換、ちょっとした困り事など公的制度外のニーズの増加
- ④ 高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）などの課題の複合化
- ⑤ 制度の谷間にある人への対応
- ⑥ 虐待、孤立死、徘徊、セルフネグレクト（自己放任）など、当事者と一部の関係者にしか見えにくい課題

公的サービスの限界

市民の福祉ニーズに応じたサービスを提供することは行政の基本的な役割です。しかし、地域における多様な生活課題に対して、税や保険料を財源とする公的サービスで全て対応することには限界があり、また今後の人口減少に伴って経済・産業活動の縮小による税収の減少が予想されます。

地域における社会資源の課題

地域福祉の核を担っている地区社会福祉協議会では、多様化する地域課題解決のため各種団体（町会、公民館、婦人会、学校、福祉施設等）との連携が不可欠ですが、担い手不足、各団体の多忙化により、地域課題が各団体と十分に共有されていない状況にあります。地域の課題を解決するためには、各団体間の連携や、団体間を連絡・調整するコーディネート機能の強化が不可欠です。

生涯を通しての生きがいづくり

健康寿命の延伸により身体能力が高く、経験豊富で専門性の高い元気な高齢者が増加しています。今

後は高齢者の生きがいを高めるための社会参画、健康づくり、余暇の充実などの環境の整備が必要です。

(2) まとめ

以上の考慮すべき事項をふまえた本計画の方向性は、下記のとおりです。

計画策定にあたっては、超高齢・人口減少社会の進行とそれに伴う社会情勢の動向を視野に入れ、中長期の視点と横断的な施策の展開によって、みんなで支え合う地域基盤づくりを強化します。

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の基本的な枠組み

「地域福祉」という言葉の意味は、対象範囲・内容が大変幅広く、また、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の連携によって取り組むことが基本となります。

なお、本計画における「自助」、「共助」、「公助」の定義は次のとおりです。

「自助」…「自分や家族による自助努力」

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって解決を図ることを「自助」といいます。自分の努力で解決しない課題について、隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」であり、極めて重要な取組です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないように、予め対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」…「地域住民同士の支え合い」

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合い（互助）で地域の課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉においては中心的な取組です。

地域で暮らす誰もが福祉の受け手であり、また担い手でもあると認識し、地域の中でお互いに支え合うことができる関係づくりが大切です。

「公助」…「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや、行うべき支援を「公助」といいます。また、自助や共助だけでは解決できない生活課題に対応し、地域福祉を推進するための基盤づくりも「公助」となります。

行政は「自助」や「共助」を支援するとともに、「公助」として取り組むべきものに責任を持って取り組んでいきます。

[参考 1]

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」では、「自助」「互助」「共助」「公助」を次のとおり定義しています。

自助…自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入

互助…ボランティア活動、住民組織の活動

共助…介護保険に代表される社会保険制度及びサービス

公助…一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護等



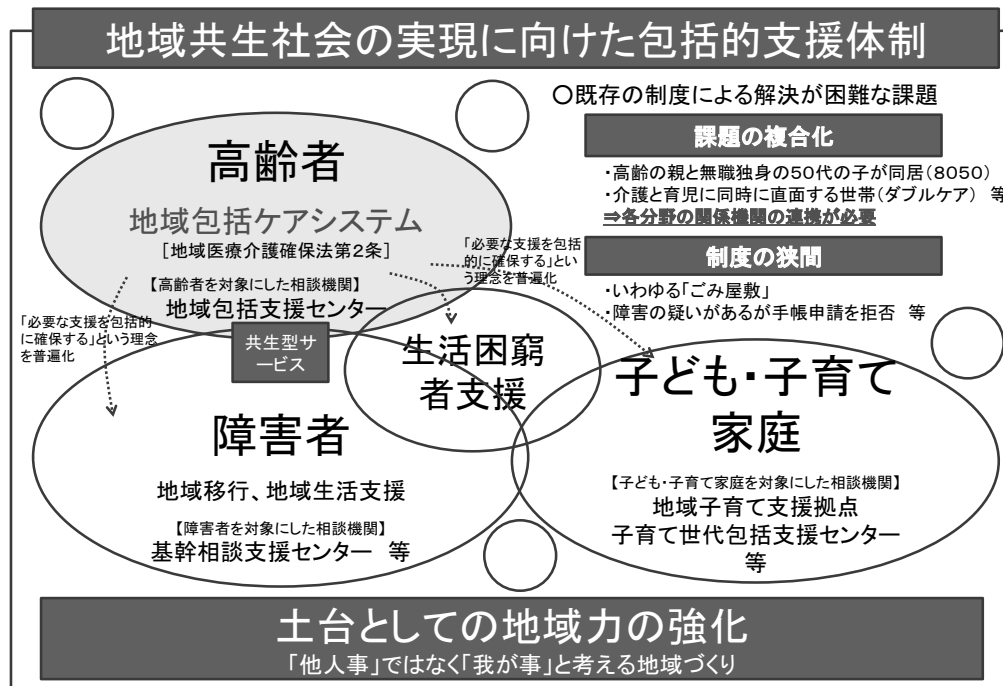
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、

平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

[参考 2]

地域共生社会と地域包括ケアシステム等との関係は次のとおりです。



出典：厚生労働省 「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」

(2) 地域福祉の概念

市民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 住民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送ることができる環境がある。
- 従来の近隣住民同士の助け合いに加えて、地域全体で支え合うコミュニティがある。
- 日常生活における様々な生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 住民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 支援を必要とする人に対してボランティアによる様々な支援が期待できる。
- 住民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安全性が高い地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取り組み姿勢がある。
- 地域全体で子供を見守り、育む環境がある。

(地域福祉を考える上で参考とする概念)

「厚生労働省地域力強化検討会最終とりまとめ（平成 29 年 9 月 12 日）」

(地域福祉の考え方)

- 地域福祉に関しては、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の改正で、地域福祉の推進の規定を設ける等の対応が行われているが、地域福祉の対象、考え方の広がりやを反映できる内容にすべきである。
- 具体的には、社会福祉法第 4 条（地域福祉の推進）では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について、「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされている。しかしながら、支援が必要な課題とは、「福祉サービスを必要とする」だけでは狭義であり、前述のとおり、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割の場の確保、家計、教育、そして孤立などにまで及ぶ。こうした、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人も含まれるべきである。また、それらの人たちは、あらゆる分野の活動に「参加する」だけでなく、「ニッポン一億総活躍プラン」にあるとおり、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」する主体であるべきである。

(3) 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が必要になります。

「圏域」は、次ページの図のとおり「**個人・家族**」、「**隣近所**」、「**町会**」、「**小学校区**」、「**日常生活圏域**^{※1}」、「**市内全域**」に概ね区分されます。

※1 介護保険制度では、概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲を「日常生活圏域」としています。本市の「日常生活圏域」は、地域の基本単位である概ね小学校区を中学校区程度にグループ化し、19の日常生活圏域として設定しています。

本計画では、次の理由により、**小学校区を基礎的な地域福祉の圏域**としてとらえることが適当であると考えます。

- ① 日常生活に関わる事項に関しては、従来の小学校区を単位とした意識的な団結が存在し、小学校が統廃合されても「校下^{※2}」という枠組みはしっかりと残っていること。
- ② 公民館、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、日本赤十字活動における地区・分区、消防団、地域サロンに至るまで概ね小学校区ごとに活動又は組織されていること。

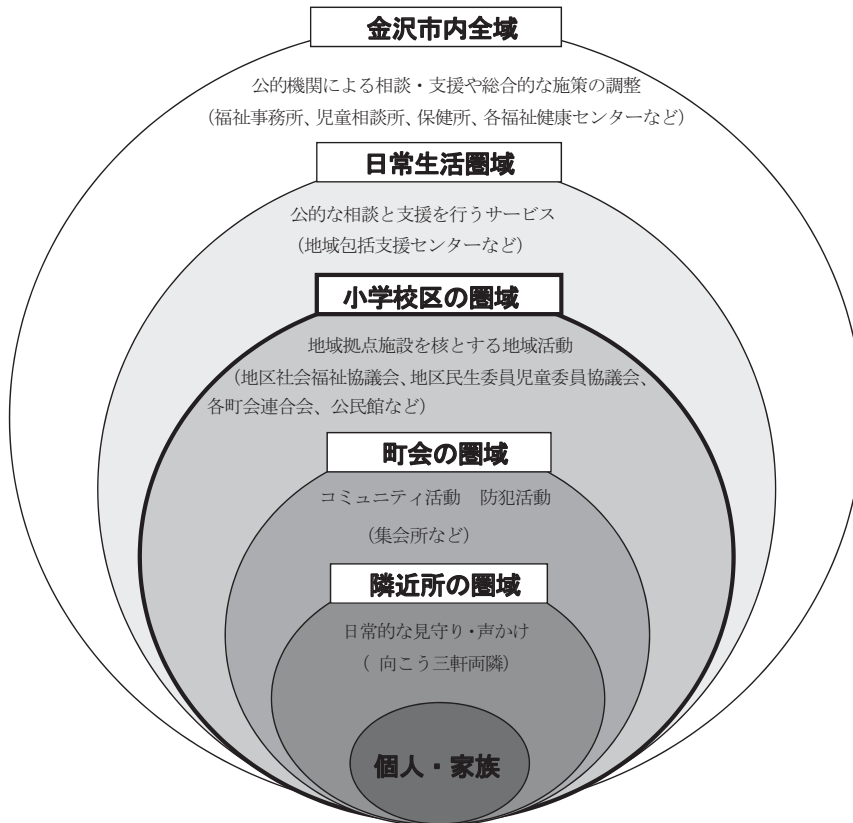
※2 本市においては、伝統的に小学校の通学区域を「校下」と呼びますが、本計画では全国的に使用されている「小学校区」という用語を統一的に使用します。

「小学校区」の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できるエリアであり、全市的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、「小学校区」の圏域で全ての地域課題を解決することは極めて困難です。

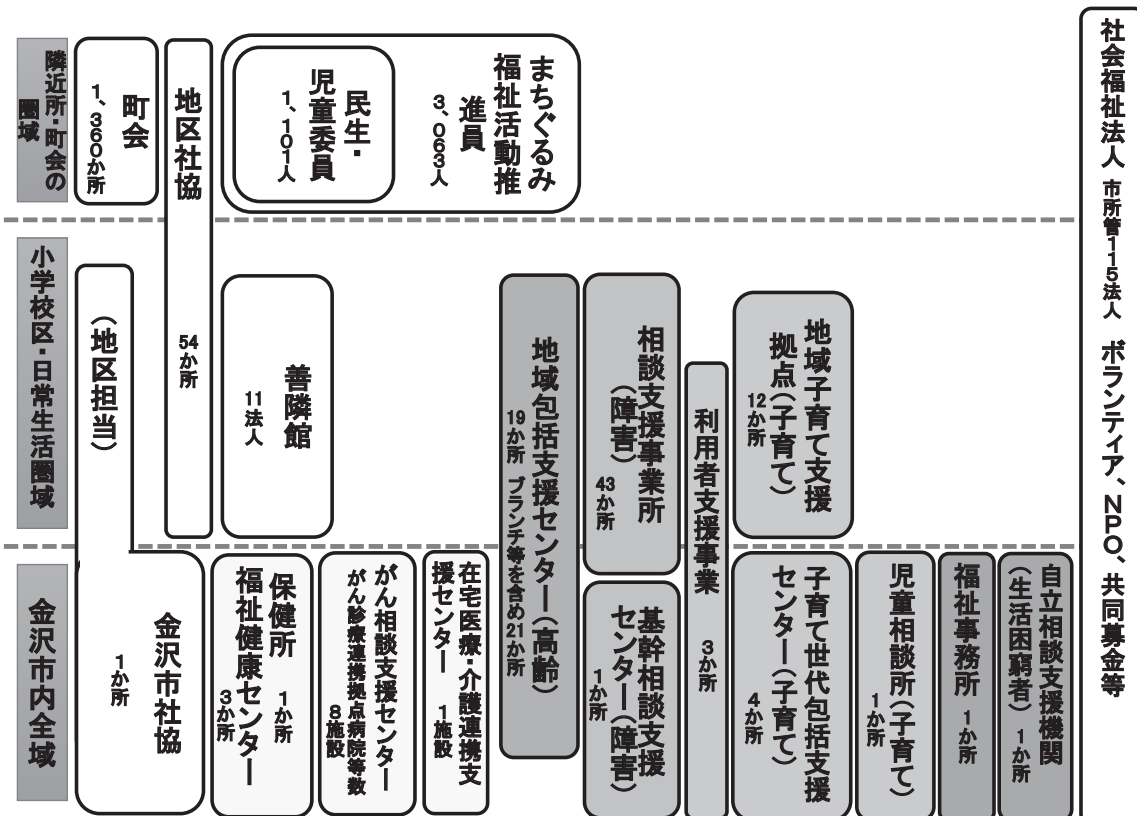
2015年に実施した市民のコミュニティに関する意識・行動調査では「町会」が地域コミュニティの単位としてふさわしい地域の広さ、また「町会」が地域コミュニティの望ましい組織形態と回答する人が増えています。

したがって、地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

重層的な圏域のイメージ



地域力強化をとりまく様々な資源



2 金沢の地域福祉の基本理念

I 金沢コミュニティの再生と発展

1 豊かな人間関係の構築と心のかよう福祉社会の実現

介護が必要になっても、障害があっても地域で住み続けることができるまちづくりを推進していくためにも、また社会的孤立、経済的困窮、ダブルケア等の昨今の課題に対処していくためにも、地域のコミュニティを作り上げていくことが大切です。そして、心のかよう福祉社会の実現を図り、豊かな人間関係の構築を目指さねばなりません。

2 地域コミュニティの活性化の推進

私たちのまち金沢は城下町の歴史や文化、恵まれた自然等の中で豊かな人間性や高い連帯意識と相互扶助の精神を育んできました。そして、善隣館、町会、消防団、公民館など社会資源が豊富に存在し、自発的に特色ある活動に取り組んでいます。本市では、2017年（平成29年）4月に「地域コミュニティの活性化の推進に関する条例」を定め、今後も地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、良好な地域社会の維持形成に努めます。

II 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は金沢特有の福祉の拠点であり、大切な財産です。時代が変わって善隣館の存在価値がなくなってしまうと考える市民もあり、また、その存在自体を知らない市民が多いのも事実です。

しかし、私たち市民は、私財を投げ打って福祉の向上のために献身的に働いた先人があったことを誇りに思い、先人の功績を学ぶ必要があります。

また、善隣館活動の背景にある善隣思想^{*3}は、今日においても本市の福祉の根幹であり、また地域コミュニティの再生と発展のために有用であると考えます。

郷土再認識のためにも、善隣館活動の歴史や特徴を学ぶ教育の機会が必要です。

^{*3} 助け合いの心で、近隣の人と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方。

III 福祉文化の形成

施設サービス中心の福祉から、住み慣れた地域において近隣の人々と心をかよわせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが、これからの福祉であると考えます。

このような観点から、市民一人ひとりが主体となる福祉と健康のまちづくりが推進されていくなれば、福祉とはそこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、そこに自然と福祉文化が生ま

れています。

Ⅳ ソーシャルインクルージョンの実現、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の実現が不可欠です。

「ソーシャルインクルージョン」とは「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。子供も高齢者も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人も、全ての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会を構築する必要があります。地域の中で全ての人が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され、手をたずさえてともに暮らしていける社会を創りあげることが大切です。

Ⅴ 公私協働によるまちづくり

1 市民主体によるまちづくり

地域福祉は、公私協働で市民が健康で安心できる「まち」にしたいと考え作っていくべきものであり、地域に関わりを持つ事業所、各種団体の取組も含めたものです。誰でも困ったときに助け合い支え合うことができる、安心して暮らし続けることができる「まち」とするためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、地域の課題に取り組み、自治意識を高めていくことが求められます。

市民が自ら議論して意見をまとめたものが実現することにより、努力が形となって実を結べば、市民がさらに意欲をかきたてられ、一生懸命自分達の「まち」を議論するようになるという好循環を生み出します。市民一人ひとりが主人公であることを自覚し、まちづくりに参加することが大切です。

2 地区ごとの課題の把握と解決への取組

本市においても、それぞれの地域によって特性があり、それぞれに福祉サービスに対するニーズは異なると考えられます。

したがって、地域ごとの課題を把握し、その解決を目指すため、地区ごとに策定する地域福祉活動計画（地区別計画）を推進していくことが大切です。

計画推進にあたっては、地域内の社会資源を有効に活用し、相互の連携を深め、地域の総合力で取り組んでいく必要があります。

第4章

計画の目標と施策の展開

1 計画が目指す地域福祉の姿

**市民みんなで支え合い、
地域・暮らし・生きがいをともに創り高める共生社会**

住み慣れた地域でその人らしい暮らしを望むこと、つまりは、かけがえのない人間として尊重され、自己の持つ可能性を最大限に発揮しながら、希望や喜びを感じて心豊かに生きることは、市民共通の願いです。

地域は、高齢者、障害のある人、子供など立場や環境が異なるあらゆる全ての人々が暮らす本拠であり、日常生活において安心感や生きがいを得ることができる場です。

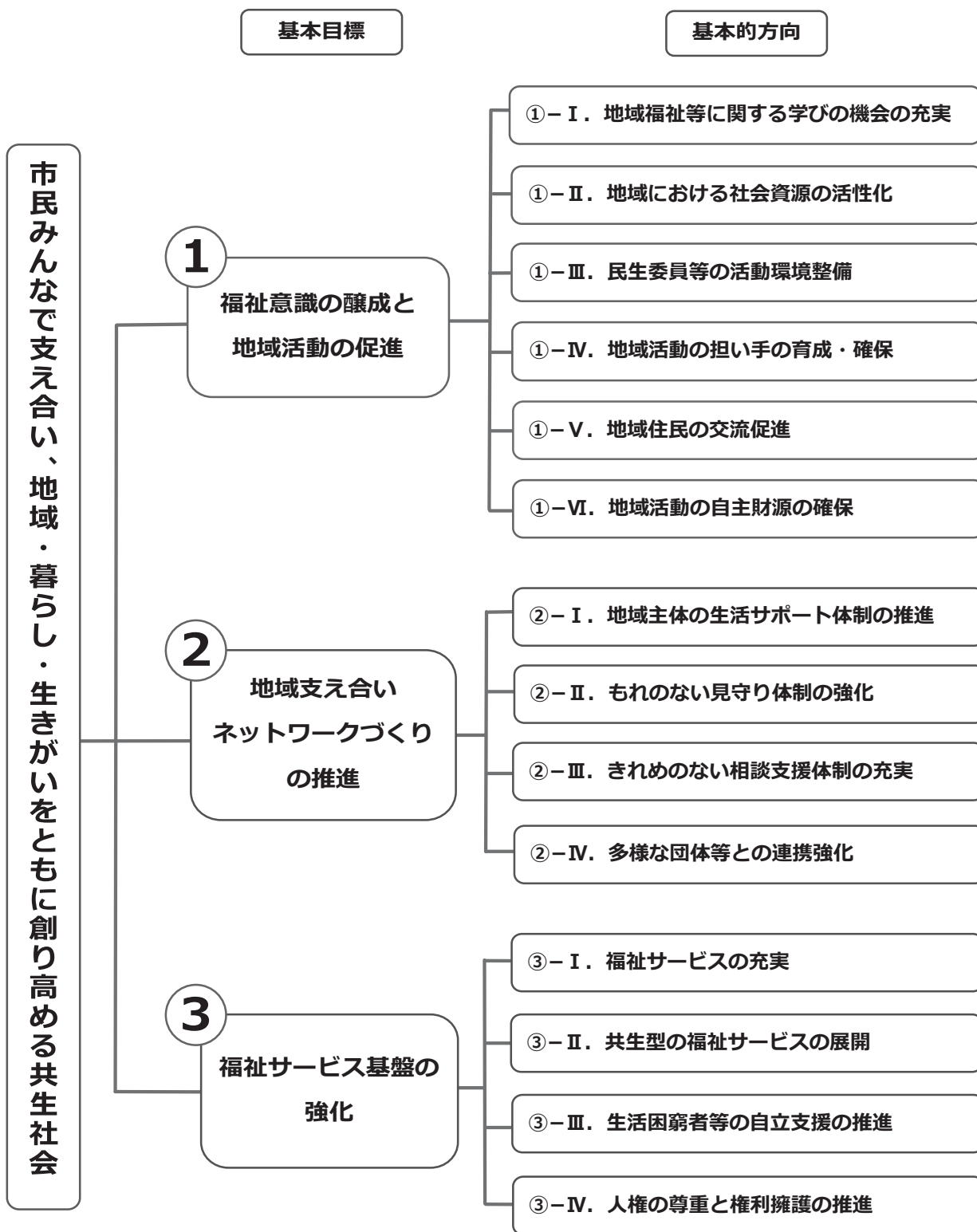
市民一人ひとりの暮らしの豊かさを高めることと、よりよい地域社会を築くことは一体のものであり、市民一人ひとりが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な取組の広がりが必要です。

さらに、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する市民活動の広がりや、「一人の課題」をみんなで解決することにより、地域内の課題を「他人事」として捉えるのではなく、地域全体で「我が事」ととらえる意識を醸成することが必要です。

このような考え方は、本市の福祉の原点である善隣思想に通ずるものであり、市民一人ひとりが相互に支え合い、地域とつながる取組の実践を通して将来に向けて一層磨き高めなければなりません。

本計画では、市民、地域団体、行政などがそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互連携をより深め、地域全体で支え合う活動を一層進めることで、地域が持つ様々な可能性を拓き、誰もが安心して暮らしやすい共生社会の実現を目指します。

2 計画の体系



3 基本目標

計画が目指す地域福祉の姿、「市民みんなで支え合い、地域・暮らし・生きがいをともに創り高める共生社会」を実現するため、以下の基本目標を設定します。

基本目標①「福祉意識の醸成と地域活動の促進」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであるため、思いやりの心を育み、人と人との繋がりを深め「顔の見える」関係で、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

地域福祉推進にあたっては、地域団体やボランティアグループ等の地域における社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会の活動は極めて重要です。

また、地域福祉の担い手としてボランティアは非常に重要であることから、意識啓発や参加へのきっかけづくりによって、市民に地域におけるボランティア活動への参加を促し、地域活動をより推進するための、新たな財源の確保を支援します。

基本目標②「地域支え合いネットワークづくりの推進」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取組が急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みやネットワークを社会資源、行政によって構築します。

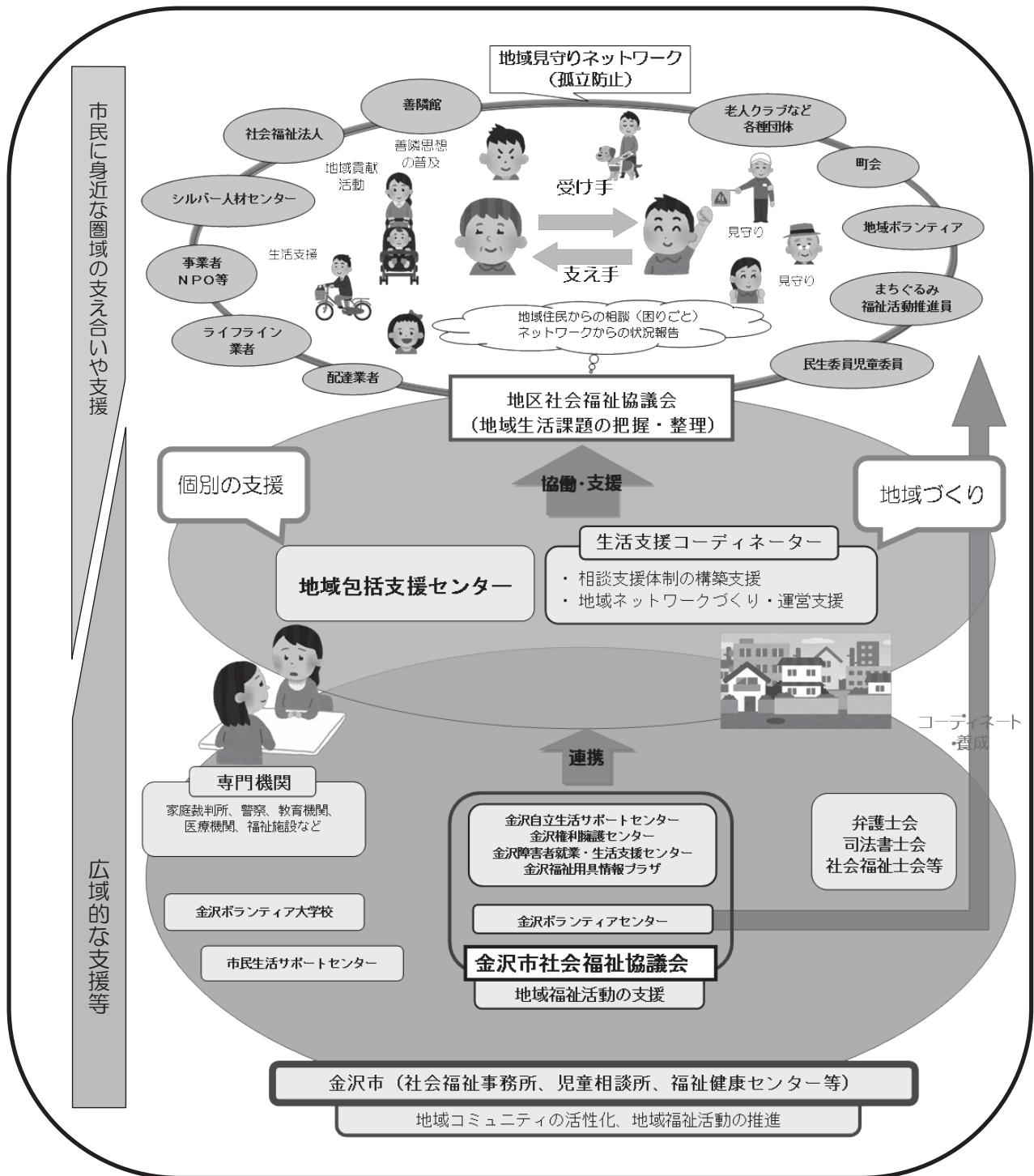
また、地域内の生活課題を解決するための新たな活動の展開として、地域住民主体による生活サポート体制づくりを進めます。

基本目標③「福祉サービス基盤の強化」

本計画は他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らしており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくるとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上を図ります。

また、経済的に困窮している人、社会的に孤立している人、判断能力が十分でない人の権利擁護を推進します。

「地域の支え合い体制」のイメージ図



市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、地域内の福祉ニーズ・生活課題を共有し、その解決を図るために市民一人ひとり（市民、地域団体、事業者、行政など）が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会を目指します。

4 基本施策の展開

地域福祉を推進する実施主体を「市民」、「地域」、「市社会福祉協議会」、「行政」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

基本目標①「福祉意識の醸成と地域活動の促進」

(基本的方向①－Ⅰ) 地域福祉等に関する学びの機会の充実

(現状)

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に知られていないことや、活動者の高齢化や固定化、後継者の不足などの課題が生じていることから、情報発信体制の強化が必要です。

福祉活動の積極的な情報発信と、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

(施策の方向性)

地域団体をはじめ、各種ボランティアの活動内容や成果、先進事例の情報収集を積極的に行い、ICT（情報通信技術）を利用した市民が情報を得やすい広報体制を構築し、活動情報の積極的な発信に努めます。

また、市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく講座を実施し、市民の積極的な参加を促します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域福祉・高齢者・障害のある人・社会的孤立等に対する福祉や保健への関心を高め、自分に必要な講座等に積極的に参加します。 ○地域の中で、自分にできることから行動し、活動の輪を広げるように心掛けます。 ○地域や学校でのボランティア活動に家族ぐるみで参加します。 ○家庭において思いやりの心を育むように努めます。
地 域	○地域行事、ボランティア団体の活動等について、幅広い世代の住民に興味を持ってもらえるよう広報誌、地域のホームページ等で紹介します。 ○「楽しい」「やりがいがある」ボランティア活動の参加を促し、身近な地域福祉に関心を持ってもらえるきっかけをつくります。 ○地域の保育園・幼稚園や学校・児童クラブ等とタイアップした地域活動を行い、地域の高齢者や障害のある人との交流を促進します。 ○企業・学校等が行うボランティア体験に協力します。 ○ボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。

市社会福祉協議会	○市民へ地域福祉に関する情報提供を行うとともに、福祉のつどい・各種講座などの企画を通して地域福祉に関する学びの機会を提供します。 ○地区社会福祉協議会などが行う情報発信の方法・内容について支援します。 ○地域活動の先進的な取組事例等を広報誌やホームページ等で紹介し、先進的な活動が他の地域にも広がるように情報発信を行います。 ○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、地域福祉の意識啓発活動に取り組みます。 ○小中学校を福祉協力校に指定し、地域の関係団体と協力し、児童・生徒のボランティア活動体験や福祉の学習会等を通して、思いやりの心を育みます。
行 政	○高齢者や障害のある人等に対する福祉や保健に関する基本的理解が深まる学習・教育機会の充実を図ります。 ○福祉と保健に関する様々な情報の提供を行います。 ○地域福祉等に関する研修会・座談会などを開催し、福祉について考えるきっかけや地域福祉等の考え方を広めます。

<計画期間の重点取組事項>

○福祉に関する各種講座・座談会の開催
福祉への理解を深め、地域を考えるきっかけとして「かがやき発信講座」や「地域福祉座談会」などを開催します。

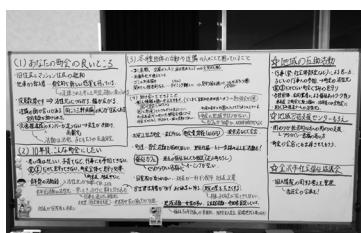
○ボランティア活動に関する情報提供
市民がボランティア活動に参加しやすい環境やボランティアについて得たい情報が迅速に得られる仕組みを整備します。

地域活動の紹介Ⅰ 「地域福祉座談会」

支援が必要な高齢者の地域課題の発見や共有を図ることで、地域の互助活動の調整機能を担う地域ケア会議の一環として取り組んでいます。

<具体的な取組>

- ◆主 催 各地区社協及び市社協
- ◆出 席 者 ①地区社協関係者 ②民生委員児童委員
 - ③まちぐるみ福祉活動推進員
 - ④各種団体長等（地域の実情に応じ、婦人会、育友会等）
 - ⑤地域包括支援センター
- （高齢者の課題が多いことから共催者として出席）
- ⑥市社会福祉協議会 ⑦金沢市行政は必要に応じて出席
- ◆役 割 高齢者を中心とした
 - ①地域の福祉（生活）課題の整理
 - ・地域の互助活動でできること
 - ・課題として市へ提案すること
 - ②地域の互助活動の調整
 - ③地区社協事業の情報共有
- ◆開催頻度 年1回以上



〔基本的方向①－Ⅱ） 地域における社会資源の活性化

（現状）

増加するひとり暮らし高齢者等の生活課題、地域における多様な課題への支援活動について、地区社会福祉協議会を中心とした取組や善隣館活動、町会活動の新たな展開が求められています。地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取組を進めるためには、組織力の強化、活性化を図るための支援、マネジメント力の向上が必要です。

（施策の方向性）

地区社会福祉協議会や善隣館等の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めています。また、市民活動サポートセンターの開設によるコミュニティ活動の支援や、地域住民に対して地域の状況や活動等についての情報提供を行い、ニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地区社会福祉協議会が行う活動等に関心を持ち、積極的に参加します。
地 域	○地区社会福祉協議会の理事会等を定期的で開催し、構成団体間の意思疎通を図ります。 ○地域福祉活動計画策定にあたっては、地域住民の積極的な参画に努めます。 ○地域福祉を推進するスタッフの充実を図ります。 ○地域内のネットワークづくりを進める観点から、構成団体の活性化に努めます。 ○随時、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。
市社会福祉協議会	○地域が総力をあげて地域福祉に取り組む機運を醸成するため、地区社会福祉協議会役員の研修を充実します。 ○地区社会福祉協議会の活動指針や活動マニュアルを策定し、地域福祉活動計画策定の支援を行います。 ○地区社会福祉協議会の事業・活動に対する支援体制を強化します。 ○地区の実情に応じて課題を分析・評価し、地域の資源の見える化を進めます。
行 政	○善隣思想を普及啓発し、地域コミュニティの活性化を図ります。 ○地域の拠点団体に対し、活動に必要な支援を行います。 ○市民活動サポートセンターを開設し、コミュニティ活動の支援を行います。
<計画期間の重点取組事項> ○地区社会福祉協議会の機能強化 地域住民からの相談や地域生活課題を把握・整理する機能を強化するとともに、地区別地域福祉活動計画の策定を通して地域独自の活動の推進を図ります。 ○善隣館活動の活性化 善隣思想の実践と善隣館の新たな事業展開として次の取組を進めます。 ・各善隣館の情報発信力の向上を支援します。 ・共生型の福祉活動を研究し、具現化を目指します。 ・中長期の展望を持った事業計画策定を支援します。	

(基本的方向①－Ⅲ) 民生委員等の活動環境整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員が挙げられ、特に民生委員は地域福祉推進の要として活動しています。一方、認知症などの課題、支援を必要とする人の増加、度重なる福祉制度改正などの要因により民生委員活動の負担が増しています。

また、民生委員の高齢化と任期の長い経験豊富な人材が減少する傾向や、まちぐるみ福祉活動推進員の活動内容が十分に知られていないという課題があります。

(施策の方向性)

住民からの期待に応えられる活動を展開できるよう、民生委員と町会等の地域団体との日常的な活動交流や、民生委員への支援の強化、地域住民への民生委員活動の周知等に取り組み、民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員が活動しやすい環境づくりを強化します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。
地 域	○民生委員と町会など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 ○民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員との連携を深めます。 ○地域の広報誌などで民生委員活動を紹介します。
市社会福祉協議会	○円滑な民生委員活動のため、地区民生委員児童委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員の資質向上のため、地区ごとの研修企画の支援や各種研修会の実施を行います。 ○民生委員同士の連帯意識を醸成するためブロック別研修の充実を図ります。 ○経験の浅い民生委員が安心して活動できるよう新任研修の充実を図ります。 ○民生委員の対応困難ケースについて、専門機関・関係団体・行政との連絡調整を行い、ケース検討会等によりその解決に取り組みます。
行 政	○民生委員と一体となって活動するまちぐるみ福祉活動推進員の機能強化を図ります。 ○民生委員活動の負担感や業務量の軽減を図るため、選任基準や定数配置基準について必要な見直しを行います。 ○民生委員が円滑に活動を行えるよう、経験豊富な民生委員の技術・経験の継承を行う等、民生委員活動の支援を総合的に強化します。 ○民生委員と町会等との連携・協力体制の強化を図ります。
<計画期間の重点取組事項> ○民生委員活動の負担軽減 地域における民生委員の役割が大きくなる中で、過度な負担とならないよう、依頼事項の見直し、実践的な活動の手引きや事例集の作成、実務重視の研修会の開催等を総合的に行います。	

地域活動の紹介Ⅱ 「友愛訪問・安否確認」

民生委員児童委員1人平均200世帯の担当区域に、2～3人のまちぐるみ福祉活動推進員がひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦、支援の必要な子供などを対象に友愛訪問・安否確認の活動に取り組んでいます。

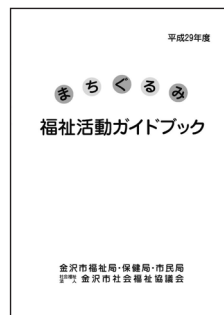
＜具体的な取組＞

- ①支援の必要な世帯と地域をつなぎ、社会参加を促すための訪問（敬老会、地域サロン、子育てサロンなど地域行事の参加の声かけ）
- ②世帯の福祉的ニーズを満たすために保健・医療・福祉・教育等のサービスを紹介するための訪問（まちぐるみ福祉活動ガイドブック、すこやか長寿（サービス紹介パンフレット）を活用した市民への情報提供）
- ③認知症や虐待などリスクを抱える家族を支援するための訪問（地域包括支援センターや児童相談所など専門機関と協働）



◇金沢市内の民生委員児童委員数 1,101 人
（うち主任児童委員 111 人）

◇まちぐるみ福祉活動推進員 3,071 人
（うち民生委員児童委員 994 人）



〔基本的方向①－Ⅳ〕 地域活動の担い手の育成・確保

（現状）

地域におけるちょっとしたボランティア活動の広がりにより、新たなボランティアの輪が広がっています。また、2015年に実施した市民のコミュニティに関する意識・行動調査によると、「現在はいなくても、今後市民活動に参加したい人」が4割弱存在し、今後必要だと思われる市民活動は「社会福祉、保健、医療等に関する活動」を選択した人が4割にのぼっており、潜在的ニーズは高まっています。

（施策の方向性）

地域福祉の考え方は、全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神の上に成り立っています。

この精神を実際の地域活動に結びつけるために、ボランティア活動のきっかけづくり、ボランティア活動を促進する取組などにより、地域福祉の担い手を生み出します。

また、地域福祉活動の継続、充実を図るため、金沢ボランティアセンターの機能強化、地域活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成を図ります。さらに学生、知識や経験を持ったアクティブシニアが地域における様々な活動で活躍できるよう支援します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域や学校でのボランティア活動に参加します。 ○仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てます。 ○ボランティア養成講座等に積極的に参加します。
地 域	○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域外からの支援を受け入れる「受援力」を高めます。 ○地域で活動している個人・ボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、リーダー・後継者の育成に努めます。 ○様々な世代の人が地域の福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくりま - す。 ○定年退職された人などが新たに地域活動に参加できるきっかけづくりを行います。 ○事業の計画段階から学生が参画できるように努めます。
市社会福祉協議会	○市民へのボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実、地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ○金沢ボランティア大学校等のボランティア養成機関・団体との連携強化を図り、地域での福祉活動の担い手として繋げる取組を行います。 ○金沢ボランティアセンターにおける市民の個別ニーズに対応する活動のコーディネート機能の強化を図ります。 ○災害時に災害ボランティアセンターと地域の避難所等の間で住民の「受援力」を引き出す人材を養成します。 ○災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施及び災害の支援活動に従事できる人材を全国各地で発生した災害現場へ派遣し、本市における経験豊富な人材を育成します。
行 政	○地域におけるリーダー、地域ボランティア、福祉人材を育成する取組を支援します。 ○地域におけるボランティア活動の活性化を図るため、市民活動サポートセンターの設置やＩＣＴを利用したボランティアセンターの機能強化を図ります。 ○学生が地域活動に参加しやすくするために必要な情報提供を行います。
<計画期間の重点取組事項> ○金沢ボランティアセンターの機能強化 市民が積極的にボランティア活動へ参加できる環境の創出を目指し、福祉ボランティアの需要と供給をマッチングさせるためのシステムを構築します。 ○「役割」と「居場所づくり」によるいきいきシニア活動の推進 元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みを構築します。	

地域活動の紹介Ⅲ 金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内）

市民のボランティア活動への理解と参加を促進するために様々な業務を行っています。

<具体的な取組>

- ①ボランティア活動に関する相談や情報提供
コーディネート、ボランティアグループへの助成制度等の紹介など
- ②ボランティア活動の普及・啓発
企業のボランティア活動の普及・企業の社会貢献活動の推進、ジュニアボランティア体験事業など
- ③ボランティアの育成・援助
ボランティア講座等の開催、ボランティアグループへの助成



- ④ボランティア活動保険の窓口
ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険の窓口事務
- ⑤災害ボランティアセンター設置運営訓練

災害発生時には、支援に駆けつけるボランティアの力が被災地の復旧・復興のために欠かせない大きな力となります。



災害ボランティア活動は「被災者の日常生活への復旧支援」のために行われる活動ですが、その際に、被災者とボランティアを結びつける役割を担うのが災害ボランティアセンターです。市民のボランティア活動への理解と参加を促進するために様々な業務を行っています。



(基本的方向①－Ⅴ) 地域住民の交流促進

(現状)

核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人は少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近におらず、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

(施策の方向性)

地域コミュニティの醸成と充実、地域での支え合い・協力関係づくりを進めるための地域における身近な居場所づくり（地域サロン、子育てサロン、コミュニティカフェ等）の拡充のほか、各種団体の交流・連携を促進し、子育てを応援する地域づくりの推進や住民同士のつながりやふれ合いをつくっていきます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域社会の一員として積極的に地域活動に参加します。 ○近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。 ○家族や親族、隣近所での助け合いを大切にします。
地 域	○誰でも参加しやすい行事や活動を企画します。 ○行事等への参加だけでなく、スタッフとしての参加も呼びかけます。 ○小地域で住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。 ○学校・病院・保健所など専門機関と連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。 ○広報誌やチラシ等で地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進します。 ○地域主体であいさつ運動や声かけ運動を展開します。 ○地域内の団体間での情報交換や情報共有に取り組みます。
市社会福祉協議会	○地域サロンや子育てサロンの企画・運営に対して助言や情報提供、運営担当者の研修実施などの支援をします。 ○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、向こう三軒両隣の関係づくり運動等に取り組みます。 ○地域福祉関係者・福祉専門機関と連携・協力し、子育て家庭、高齢者、障害のある人等が気軽に地域の住民と交流できる場づくりを行います。
行 政	○地域住民が気軽に集まり活動しやすい地域の通いの場の充実や、地域住民と専門職が気軽に話し合える地域の拠点の整備について、既存施設や空き家の活用を含めて支援します。 ○官公庁・企業等のワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 ○地区社会福祉協議会や善隣館が行う交流活動に対して支援します。 ○学校や企業、福祉施設等と地域住民との交流を促進します。
<計画期間の重点取組事項> ○地域住民が集いやすい「居場所づくり」の促進 各種サロン事業を活性化するとともに、地域住民が気軽に交流できる「居場所づくり」を促進します。	

(基本的方向①－Ⅵ) 地域活動の自主財源の確保

(現状)

現在、地域活動の主な財源は行政からの特定事業への交付金であり、地域が自主的に使える資金は、共同募金の配分金や寄附金などに限られています。

(施策の方向性)

今後の地域福祉活動の推進にあたっては、地域事情に応じた地域独自の活動が期待されますが、その活動を支える財源については、地域において確保することを考えていく必要があります。それぞれの地域で多様な活動が展開できるよう、地域づくりにおける官民協働の促進や、地域福祉への関心の喚起を視野にいたした寄附など、新しい資金の開拓を促進します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。
地 域	○賛同する住民からの会費等で事業を行う仕組みづくりなど、地域における財源確保のあり方を検討します。 ○地域の広報誌に商店街の有料広告を掲載する等の新たな財源確保や魅力アップにつながる連携の仕組みを作ります。 ○地域活動にコミュニティビジネスの視点を取り入れます。 ○地域ファンド、地域通貨、地域商品券などの導入を検討します。
市社会福祉協議会 〔市共同募金委員会〕	○各種財団等が行う助成金についての情報提供や相談支援を行います。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動への協力者の拡大に努めます。 ○赤い羽根共同募金の戸別募金、法人・職域募金、街頭募金等の従来の募金手法の点検とさらなる活性化を図ります。 ○赤い羽根共同募金について、地域の課題を明確に伝える地域課題解決型募金（特定テーマ募金）や企業との協働による募金など新しい募金手法の開発・実施に取り組みます。
行 政	○地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。 ○各地域団体等が自主財源を確保できるよう必要な情報の提供や、財源の開発に取り組みます。
<計画期間の重点取組事項> ○自主財源確保のための取組の推進 地域独自の活動を進めるために必要となる財源（寄附金、広報誌等への広告料など）を開発・確保する取組を地域全体で進められるよう支援します。	

基本目標②「地域支え合いネットワークづくりの推進」

〔基本的方向②－Ⅰ） 地域主体の生活サポート体制の推進〕

（現状）

ひとり暮らし高齢者を中心に、買物、ゴミ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域の生活課題として近年顕著になってきており、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが求められています。

（施策の方向性）

地域の生活課題について、公的サービスで全て対応することには限界があることから、地域ボランティア、多様な実施主体に協力を働きかけ、地域住民主体のサポート体制（向こう三軒両隣の関係の強化や、地域住民の支え合い等）を推進し、生活課題の解決を図ります。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○除雪、ちょっとした困り事、などについて、ご近所の協力で助け合います。
地 域	○ひとり暮らし高齢者等の生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報を一元化・マッチングし、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ○地域課題を解決するために企業、NPO、シルバー人材センター等との連携を図ります。
市社会福祉協議会	○地域での生活課題に対応する新たな支え合いの取組を支援します。 ○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア、地域包括支援センター等の専門機関、NPO 団体、事業所、行政と連携・協力し、市民の生活課題の解決に向けた仕組みづくり・体制づくりに取り組みます。
行 政	○ちょっとした困り事等の生活課題について、地域のボランティア等のサポートで解決できる仕組みづくりの支援や、仕組みづくりの手法を各地域に提供し、生活サポート体制の構築を促進します。 ○地域と連携するNPOや企業等の取組を支援します。 ○生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズに応じた多様な主体へ協力依頼を働きかけます。
<計画期間の重点取組事項> ○地域安心生活支え合い事業実施地区の拡大 ひとり暮らし高齢者等の孤立防止と日常生活のちょっとした困りごとへの対応を地域住民主体で行う地域安心生活支え合い事業を 2022 年度までに市内 54 地区全てで着手します。(2013 年度より当該事業を開始し、2017 年度までに 19 地区で着手しています)	

地域活動の紹介Ⅳ 「地域安心生活支え合い事業」

地域ぐるみで、ひとり暮らし高齢者等に地域住民ができる範囲のことをお手伝いする気軽な活動です。向こう三軒両隣や、親戚付き合い的な雰囲気を目指しています。お互い様の気持ちで住民ボランティアが除雪、電球交換、ちょっとした困り事などの生活支援、気軽な居場所づくり、友愛訪問等を行う仕組みをつくりま

＜具体的な取組＞

- ① 地域で支え合い活動に取り組む機運を醸成
- ② ニーズ調査
 - ・生活に必要なが満たされていないこと
 - ・自分ができそうなちょっとしたボランティア内容
(話し相手、見守り、除雪、植木の水やり等)
- ③ ニーズに基づく支援内容・方法の検討
- ④ ちょっとしたボランティアの募集など



〔基本的方向②－Ⅱ〕 もれのない見守り体制の強化

（現状）

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安の解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。支援が必要な高齢者等の地域生活課題の発見や対応について、民生委員、地域ボランティア、町会、事業者が連携を図る、新たな見守り体制が広がっています。

（施策の方向性）

従来的見守り活動からもれる人や制度からもれる人を社会から孤立させない取組が急務であることから、地域住民、地域に関わる全ての団体、事業者などによるネットワークの充実・強化を図り、地域全体で見守る体制をこれまで以上に強化します。

また、近年の自然災害の多発を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取組を通して、災害時に備えて要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○課題を抱えながら「声を出せない人」、「声を出さない人」を把握するためにも、ご近所同士が顔見知りになり、信頼関係を作ります。 ○身近に支援が必要な人がいれば、気に掛けて積極的な見守りや助け合いをご近所同士で行います。 ○異変や問題に気付いた場合は、行政、地域包括支援センター等の専門機関に相談、連絡します。
地 域	○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。 ○地域包括支援センターや民生委員などとの連携・協力を強化します。 ○民生委員と自主防災組織との連携を深め、情報共有を図ります。 ○災害時に備え、個人情報の開示の同意が自助に繋がることなど、個人情報の適切な対応について取り組みます。 ○防災マップや見守りマップなどを地域住民で作成し、日頃から災害時に支援を要する方を地域ぐるみで見守ります。
市社会福祉協議会	○様々な不安や悩みを抱えている人を支援するボランティア・NPO 団体等の活動について支援や情報提供を行います。 ○認知症や介護に関する講座など、市民が見守り活動をサポートできる体制を支援します。 ○まちぐるみ福祉活動推進事業について、今後の地域ニーズに即した体制のあり方を検討します。
行 政	○地域住民が主体的に地域の課題を共有し、住民相互の支え合い活動が促進されるよう支援します。 ○地域包括支援センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。 ○外部からの支援を受け入れる力「受援力」を高める取組を推進します。 ○ＩＣＴを利用した見守りシステムを導入し、民生委員等の見守り活動を補完します。 ○高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害を防ぐための取組を推進します。 ○金沢市避難行動要支援者名簿の登載率を高めるように努めます。
<計画期間の重点取組事項> ○ＩｏＴを活用した認知症高齢者地域見守りネットワーク事業 地域における認知症高齢者等の見守り体制を強化し、ＩＣＴを利用した見守りネットワークを構築します。 ○地域安心生活支え合い事業実施地区の拡大（再掲）	

〔基本的方向②－Ⅲ〕 きれめのない相談支援体制の充実

（現状）

生活課題が多様化する中、複合的な課題を抱える方、セルフネグレクト（自己放任）、身近に相談できる人がいないことや相談先が分からないために、問題を抱え込み、社会的に孤立してしまう人がいます。

（施策の方向性）

一人ひとりの生活課題や、複合的な課題を抱える世帯・住民を、「丸ごと」受け止める場が身近にあることで、問題を抱えた人の早期把握と深刻化の予防が図られることから、それぞれの地域における相談支援体制の整備を進めます。

また、地域住民が自殺など深刻な状態に繋がる兆候のある人に気がついた場合、地域の身近な相談窓口では対応できない場合、緊急の対応が必要な場合などに、相談の内容に応じて専門機関に繋げることができる相談体制と、複合的な課題にも、分野を横断して総合的な支援が行える体制を構築します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○福祉サービス利用に関する情報収集や相談窓口の把握を行います。 ○深刻な状態に繋がる兆候のある人に気がついた場合、相談窓口に連絡します。
地 域	○介護・虐待・成年後見制度等専門的な知識を地域で研修する機会をつくれます。 ○地域包括支援センターと民生委員などとの連携・協力を強化します。
市社会福祉協議会	○成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制・日常生活自立支援事業の充実や研修会の開催等、市民への積極的な制度周知に努めます。 ○相談支援を行う専門スタッフの充実と資質向上を図ります。 ○福祉健康センター、地域包括支援センター、児童相談所、基幹相談支援センター、相談支援事業所や法律・医療・司法等の専門機関や社会資源を市民が適切に利用できるようなぎ役としての機能強化を図ります。
行 政	○市民の身近な場所で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備し、専門的にサポートする体制を構築します。 ○地域包括支援センター、専門機関等との多機関の協働による相談支援体制や関係機関への連絡体制を強化します。
<計画期間の重点取組事項> ○地域における相談機能の整備 日常生活の様々な福祉課題について、気軽に相談できる窓口を地区社会福祉協議会に整備し、地域における相談支援体制を強化します。 ○多機関の協働による包括的な支援体制の整備 地域包括支援センター、専門機関等との多機関の協働による相談支援体制や関係機関への連絡体制を強化します。	

(基本的方向②－Ⅳ) 多様な団体等との連携強化

(現状)

各団体の活動は多忙となっており、他の団体との連携の弱体化や、地域課題が各種団体間で十分に共有されていない事が危惧されています。地域の様々な課題を解決するためには、各種団体が協力・連携することにより、地域の課題を共有し、解決力を強化することが不可欠となっています。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会、町会、公民館、ボランティア、学校、社会福祉協議会、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政など、地域を取り巻く様々な担い手の連携やネットワークを強化し、地域全体で地域の課題を共有するとともに、地域課題に対する解決力が強化されるよう支援します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域活動を行う各種団体等の事業について理解し、その活動に積極的に協力します。
地 域	○地域の各種団体等の事業内容を把握し、地域の課題を各団体間で共有します。 ○社会福祉法人、福祉施設との連携を図り、地域における市民支援の力を高めます。 ○オートロックマンション等の管理組合、管理会社と提携し、マンション内掲示板や見守り活動、情報提供等への協力を得ます。
市社会福祉協議会	○地域団体・ボランティア・学校・福祉施設・地域包括支援センター・企業・NPO・行政等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。 ○社会福祉協議会の専門部会及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体が共同で地域課題解決に向けた事業に取り組むなど連携強化を図ります。 ○地域福祉推進についての情報交換や協議を行うため、市町会連合会、市公民館連絡協議会、市校下婦人会連絡協議会、市地区社協会長部会、市民生委員児童委員協議会、市共同募金委員会等の地域福祉推進関係団体との連携を強化します。
行 政	○地域の生活課題に対応できるよう各地域団体間の連携・協働を支援します。 ○地域団体、ボランティア、学校、福祉施設、企業、NPO等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。 ○各種団体と連携し、高齢者等の消費被害防止のための取組の充実を図ります。 ○生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じ、多様な主体への協力依頼を働きかけます。 ○社会福祉法人による「地域における公益的取組」を促す環境整備を推進します。
<計画期間の重点取組事項> ○生活支援コーディネーターによる地域への支援 生活支援コーディネーターを核として地域ネットワークづくりや地域における相談支援体制の構築を支援します。	

基本目標③「福祉サービス基盤の強化」

〔基本的方向③－Ⅰ）福祉サービスの充実〕

（現状）

福祉ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充を行い、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取組が必要となっています。

（施策の方向性）

福祉サービスの質・量の充実を図っていくとともに、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。また、生活困窮者、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の居住や就労に困難を抱える方への支援を推進します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○適切なサービスの利用に努めます。
地 域	○地域の広報紙などで各種制度の情報提供に努めます。
市社会福祉協議会	○介護・福祉サービス事業従事者の研修や介護職員同士の仲間づくりを進め職場定着の取組を行います。 ○社会福祉事業従事者互助会の財政基盤の強化を図り、福祉人材が安心して働くことができる環境づくりに努めます。 ○福祉サービス第三者評価事業を着実に実施し、福祉サービスの充実・向上を図ります。 ○金沢障害者就業・生活支援センターの個別就労支援や関係機関との連携を強化します。 ○金沢福祉用具情報プラザの障害特性に合わせた相談対応や重度障害のある人の支援体制を充実させます。
行 政	○ニーズの多様化、複雑化に対応できるよう既存の公的サービスの評価等による見直しや拡充、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進します。 ○適正な質・量のサービスの持続的、安定的提供の取組を推進します。 ○居住や就労に課題を抱える方に対し分野横断的に支援します。 ○自殺対策の効果的な展開を視野に入れた支援のあり方を検討します。 ○高齢者・障害のある人・子どもに対する虐待の対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援のあり方を検討します。

〔基本的方向③－Ⅱ〕 共生型の福祉サービスの展開

（現状）

「地域包括ケア強化法」では、2017 年、障害のある人が 65 歳以上でも今までの通り慣れた事業所でサービスを継続できるよう、介護保険又は障害福祉いずれかの指定を受けている事業所において、もう一方の制度の、事業者指定が受けやすくなりました。

また、高齢者や子供など年齢や障害の有無にかかわらず、地域に開かれた地域共生型拠点の取組が広がっています。

（施策の方向性）

地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、「共生型サービス^{※4}」の創設を支援するほか、地域共生型の居場所づくりや共生型の地域づくりを推進します。

※4 障害のある人と高齢者が共に利用できるサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）

実施主体	取組内容・役割
市 民	○適切なサービスの利用に努めます。
地 域	○地域の広報紙などで各種制度の情報提供に努めます。
市社会福祉協議会	○障害の有無を問わず、社会的孤立に起因する生活課題（ひきこもり、住居就労不安定者）を抱える方の居場所づくりや住民の支え合いによる仕組みづくりに取り組みます。 ○子ども食堂など、子どもの学びや育ち、子どもの未来を応援する取組の支援を通じて様々な市民が交流する居場所づくりを支援します。
行 政	○分野横断的な福祉サービス等を適切に認可します。 ○地域共生型の福祉活動について必要な支援を行います。

〔基本的方向③－Ⅲ）生活困窮者等の自立支援の推進

（現状）

経済的困窮や社会的孤立、制度の狭間にある課題や複合的な課題がある方等の個々の状況に応じた生活支援や就労支援について包括的に対応できる体制や、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯してしまった人への社会復帰支援が必要となっています。

また、貧困の連鎖の防止や、子どもの貧困への対応のための重層的な支援が必要となっています。

（施策の方向性）

生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の早期発見から早期支援につなぐ仕組みづくりを進めるとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づく「自立相談支援事業^{※5}」や再犯防止等、各種支援事業を実施します。

また子どもの貧困対策を総合的に進めるため児童家庭相談室を核に、関係機関との連携を図ります。

※5 生活に不安や悩みを持つ方などの、生活の安定・自立に向けた相談支援

実施主体	取組内容・役割
市 民	○身近に様々な課題を抱えた人がいた場合、積極的な見守りや、早期に関係機関へ相談します。
地 域	○支援を必要とする人の早期把握から早期支援につなぐ相談支援体制をつくります。
市社会福祉協議会	○生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を実施します。 ○生活困窮世帯における「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の中学生等への学習支援と社会的な居場所づくりに取り組みます。 ○生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金貸付の相談支援体制の充実と資質向上を図ります。
行 政	○経済的困窮や社会的孤立等、各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制を整備します。 ○子どものための貧困対策を推進します。 ○福祉・税・医療保険・水道・ガス等、市役所内の各部署・機関の連携を図り、生活に困窮している人の早期支援体制を整えます。 ○保健医療・福祉等の支援を必要とする、犯罪をした人への、社会復帰支援に関する調査研究を行います。
<計画期間の重点取組事項> ○生活困窮者等への支援体制の推進 「生活困窮者自立支援法」や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、支援を必要とする方への総合的な支援体制を推進します。	

(基本的方向③－Ⅳ) 人権の尊重と権利擁護の推進

(現状)

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち市民一人ひとりが性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、人間をいたわり尊重することです。

また判断能力が十分でない人、児童虐待を受けた人、高齢者虐待を受けた人などの権利擁護の必要性がますます高まっています。

(施策の方向性)

教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取組を進めます。

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護の支援を行うため、権利擁護センターを中心とする、分野を横断した支援体制の充実に図るとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づき成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○子供、女性、高齢者及び障害のある人への人権を尊重し、虐待防止に取組ます。
地 域	○地域で行う福祉講座などで人権について研修します。 ○人権教育を推進する人材育成に努めます。 ○民生委員、保護司などの地域の関係者、関係機関と連携し、「声を出せない人」の情報が入る体制を構築します。
市社会福祉協議会	○行政・教育機関と協力し、市民、地域福祉活動関係者、福祉事業従事者を対象とした人権研修を企画・実施します。 ○地域が企画する人権講座の内容について、講師などの情報提供を行います。 ○成年後見関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士、司法書士、社会福祉士等）と連携し、相談者への支援体制の強化及び制度の利用促進を図ります。 ○市民が安心して地域で暮らせるよう法人後見を試行的に実施するとともに、市民後見人の養成に向けた取組を行います。 ○成年後見制度と日常生活自立支援事業について、増加する需要に対応できる体制づくりを研究します。
行 政	○「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、必要な施策を進めます。 ○福祉に関する相談機関・窓口や各種福祉制度・成年後見制度等を広報誌等でわかりやすく市民にPRします。 ○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など権利擁護を推進します。 ○障害のある人の社会参加を図るうえでの取組を推進します。

＜計画期間の重点取組事項＞

○成年後見制度を利用しやすい環境の整備

2016年（平成28年）「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。市町村においても成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本市においてはその趣旨を踏まえ、次の取組を進めます。

（取組の内容は「基本的方向②－Ⅲ きれめのない相談支援体制の充実」及び「基本的方向③－Ⅳ 人権の尊重と権利擁護の推進」を含むものとしています。）

- （1）金沢権利擁護センターの機能強化
- （2）成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用
- （3）権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）による地域連携ネットワークの構築
 - ＜具体的な機能＞
 - ・権利擁護支援が必要な人の発見支援及び相談支援体制の整備
 - ・広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を段階的に整備
- （4）中核機関の設置・運営
- （5）安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することで、不正防止を徹底するとともに、制度利用のしやすさとの調和を図ります。

1 計画の推進

1 金沢市社会福祉審議会

本計画の進行管理を目的に、計画の進捗状況は、「金沢市社会福祉審議会」に報告し、施策推進における評価並びに助言・提言を受けます。

2 計画の広報

より多くの市民に「金沢市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページ掲載や概要版の配布等を行うとともに、各地域の会議などで直接計画の考え方を説明し、理解を求めています。

3 地域福祉活動計画（地区別計画）

地区社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」の初期段階から福祉関係課や市社会福祉協議会が指導・助言し、本計画との相互連携を図ります。

また、策定後の計画推進にあたっては、各地区と行政・市社会福祉協議会と情報交換する場を設け、必要な支援を行います。

2 計画の進行管理

計画→実行→評価→改善（PDCA）サイクルの活用

- | | |
|--------------|--|
| ① 計画（Plan） | 各施策や前年度の取組を踏まえた事業について、毎年の予算審議などで決定します。 |
| ② 実行（Do） | 事業を実施します。 |
| ③ 評価（Check） | 社会福祉審議会において計画の進捗状況を調査、分析及び評価します。 |
| ④ 改善（Action） | 評価結果を踏まえ、必要に応じて事業の改善を検討します。 |



資料編

1 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- (1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業
- (3) 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業
（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 金沢市社会福祉審議会条例（平成12年金沢市条例第5号）

第1条 本市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、金沢市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の規定により審議会に臨時委員を置く場合の前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、これを委員とみなす。

第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者福祉専門分科会
- (3) 地域福祉専門分科会

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に、専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを選任する。

4 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理し、専門分科会を代表する。

5 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

第8条 前条第2項から第5項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第5項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 金沢市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成7年条例第61号）は、廃止する。（略）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

③ 今後の善隣館活動のあり方に関する研究会 中間報告

① 中間報告について

1. 研究会設置の主旨

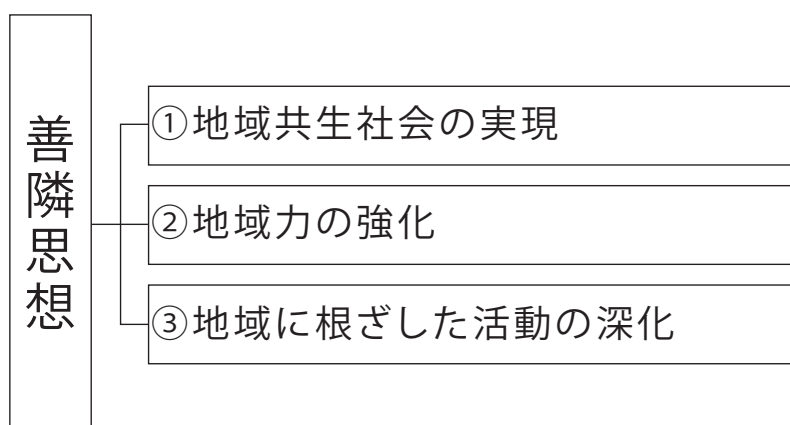
善隣館活動の新たな方向性を検討するため、善隣館職員5名と金沢市福祉局職員5名の実務者からなる「今後の善隣館活動のあり方に関する研究会」を2017年（平成29年）6月に設置し、善隣館の現状・課題分析を行い、地域の福祉拠点としての今後のあり方を議論し、法人としての機能強化策や新たな事業展開について継続的に検討を行う。

2. 検討経緯

6月9日	第1回研究会（検討スケジュール及び論点などについて自由討議） 以降 月一回程度研究会を開催
7月26日～8月6日	メンバーが各善隣館を訪問し、各善隣館の課題と方向性を聴取
10月25日	金沢市善隣館協議会代表者会議で中間報告の方向性について了承済
11月17日	中間報告書を市長へ提出 以降、研究会を継続開催

3. 検討の視点

研究会では、善隣館の創設の精神である「助け合いの心で、近隣の人々と心をかよわせ、支え合い、お互いに良き隣人を創っていく」という善隣思想に基づき、以下の視点を基軸に検討を進めてきた。



4. 今後の善隣館活動の方向性

①中期計画（5年）の策定

＜課題＞介護報酬の改定など法人収支の悪化に伴い、法人の長期展望が描けない。

＜対応＞善隣館自らが運営について5年の到達目標を定め、単年度ごとの経営状況や中・長期の展望を持つために善隣館ごとに中期計画（5年）を策定する。

②複合的な事業運営

＜課題＞単一事業の運営では、制度改正などの環境変化に対応することは困難

＜対応＞各善隣館は、既存の事業と関連のある事業を実施することで相乗効果による法人運営を行う。

③新たな事業着手

＜課題＞善隣館には、新たな事業着手を行う財源の裏付けや人材がない。

＜対応＞善隣館協議会でモデル事業の実施に向けた検討を行う。具体的には、各館から人員を派遣、共同で運営し、一定程度の事業実施の蓄積が出来た段階で各善隣館において事業展開を目指す。

④統一的なP R活動

＜課題＞善隣館の認知度は高い地域がある一方、善隣館を知らない地域があるなど住民の認識は様々であり、統一的なP R活動など情報発信力を高める必要がある。

＜対応＞善隣館協議会において、善隣思想を普及啓発するため、歴史的背景や善隣館としての統一的なP R活動など情報発信力を高める活動を行う。

②今後、研究会で議論を要する課題について

中間報告を踏まえ、引き続き研究会で下記の課題について議論を進める。

＜課題＞

- ・ 善隣館として、持続可能な事業展開について
- ・ 善隣館の経営基盤強化策について
- ・ 善隣思想の普及啓発について

4 地区別意見交換会（座談会）の概要

計画を策定するにあたり、地区社会福祉協議会をはじめ、地域活動を推進している地域団体の皆様と意見交換会を行い、地域事情の把握や計画策定への助言等の意見をいただきました。

	地区名	開催日	出席人数
第1回	森山	2017年9月20日(水)	26人
第2回	松ヶ枝	10月25日(水)	21人
第3回	二塚	11月6日(月)	49人
第4回	鞍月	11月8日(水)	30人
第5回	小立野	11月22日(水)	26人
第6回	内川	12月3日(日)	39人
第7回	扇台	12月7日(木)	26人
第8回	材木	2018年1月26日(金)	21人
第9回	西	1月30日(火)	35人
合 計			273人

団体間の連携

- ・地域における各種団体に加え、交番所長、小学校校長を含めた地域の皆が一堂に会することは非常に良いことだと思う。
- ・地区社協の構成団体の連携は不可欠だが、構成されている各組織、団体はそれぞれが忙しい。
- ・現在、公民館、町会連合会、地区社協の横の繋がりが少し希薄化しているように感じる。
- ・女性会、PTAも一緒に地域の課題を解決していきたいと思っている。
- ・まちぐるみ福祉活動推進員（以下まちぐるみ）、民生委員、地域包括支援センターとの情報交換を今後したい。
- ・同じような行事をそれぞれの団体が行っており、行事を一本化して、協力してはどうか。行事のすり合わせ、一本化できるもの、連携、協力しながらやる必要がある。

高齢者支援

- ・高齢者が身近な地域で集える場があちこちで出来るといいと考えている。
- ・30年前に建設されたマンションにはひとり暮らし高齢者が沢山住んでいる。民生委員がオートロックのマンションを毎日一軒一軒回るのは無理がある。新聞配達、牛乳配達、管理人等との緩やかな見守りの担い手等との連携も、重要でないか。
- ・オレンジカフェとオレンジパートナーについて、仕組みが周知されていないのではないか。ボランティアをしたいというニーズはあるが、興味のある方が掘り起こされていないのでは。きっかけがあれば、ボランティアをしたい人は沢山いると思う。
- ・今後、少ない人数で多数の高齢者を見ることになり、重層的なネットワークを作ることが重要となる。

災害時がキーワードで、災害時対応がすべての福祉に繋がると思う。

- ・防災訓練を実施している。高齢者の方をどう支援したらいいのか悩んでいる。町会の班長を中心に自分の地域は自分で守るということを意識して、救助隊を地域で編制したい。
- ・老人会は社会奉仕活動、友愛訪問活動がある。今後は声かけ活動をしたいと思っている。
- ・当地区では高齢者が2013年（平成25年）から2017年の間に人口が200名減少したが、高齢者のひとり暮らしは300名増加しているほか、認知症のひとり暮らし高齢者も増加している。
- ・当地区は、ゴミ出し、金銭管理、貧困、孤立、支援を拒む人などの課題がある。また、高齢者と働けない子（障害のある人）が同居している複合的な問題を抱えている家庭も増加傾向にある。
- ・地域包括センターは、高齢者の情報はあがるが、若年層との繋がりが少ないため、若い人との連携を考えていきたい。

世代間交流

- ・児童館に来ている児童を善隣館に連れていき、高齢者からお手玉を教えてもらっている。子供会行事にはなかなか人が集まらないところがあるが、最近の将棋ブームもあり、地域サロンでの子供と高齢者の将棋大会を通じての世代間交流が好評である。
- ・当地区の世代間交流は、園児との交流をしているが、今後は小学校との連携を考えていきたい。

地域の現状

子供

- ・少連はミステリーハイキングを企画しており、地区の防災士と子供達が一緒に崖地を歩くツアーを計画している。
- ・子育てサロンの運営は人出不足に悩んでいる。一度ボランティアになっていただけると、5年間はボランティアをしていただけるが人員の確保が不安定な状況にあり、ボランティアの方の仲間からの繋がりで探している。
- ・児童館でも子育てサロンやカンガルー教室を週に1回開催している。

高齢者

- ・いつも民生委員として、孤独死にヒヤヒヤした状態にあり、高齢者の見守りは、町会や地域住民の協力なしには、成り立たない状態にあるのではないかと。
- ・地域住民の方に、「お隣のひとり暮らし高齢者の方を少し、気にかけてませんか、普段との異変があれば、班長さんや民生委員などにお伝えしませんか」等、普段、生活している中で、町会として、お互いの地域住民を気にかける、意識レベルを少し上げることが大切ではないかと。
- ・当地区のボランティアの会は、民生委員が中心で創設し、他はボランティアに協力してくれる人を募集した。配食サービス、施設訪問などを行っているが、高齢化が進んでいる。

- ・老人クラブの活動は活発な地区と活発でない地区がある。また、老人会に入っていない高齢者が増えている。
- ・民生委員（女性）をしているが、男性のひとり暮らし高齢者宅を訪問する時は警戒することがある。扉が閉まらないように、いつでも逃げられるように等、気を遣っている。

障害のある人

- ・民生委員をしているが精神的に悩んでいる人の情報が突然あり対応に困ったことがあった。徘徊にも困っているので、その方の日常の見守りを近所の方をお願いしており、何かあったらすぐ自分に伝えるようにお願いしている。
- ・障害のある人はインターネットで買物をする機会が多いが段ボールが溜まるのが悩みの種となっている。ゴミ有料化のこともあり、段ボールも資源なので、段ボールを回収する機会を増やせないか。
- ・自主防災の関係で、障害のある人の緊急連絡先を調査していたところ、障害のある人の子に「災害時も連絡してくれるな」と言われたことがあり、困っている。

町会活動

- ・町会長より、班長の方が地域の実情を知っているのでは。町会だと単位が大きすぎる。回覧板を渡す時に、隣人に異変があれば分からないものだろうか。
- ・あるマンションでは以前は回覧板を回していたが、途中で紛失するなど、なかなか回覧が回らないことから、回覧板から掲示板に掲示するよう変更したと聞いた。
- ・回覧板には良いことが沢山書いてある。大型マンションで、階ごとに回覧板を回している地区があると聞いた。回覧の方法はいくらでもあるのかもしれない。
- ・当地区は昔ながらの地区と新しい住宅の地区があり、世代間もばらばらな地区である。私のことを構わないで欲しいという人もいて、難しい。

地域サロン

- ・現在は地区に1ヶ所地域サロンを定期的で開催しているが、自分の車で来ることができる元気な高齢者が集まってきているように思う。町会ごとの出張サロンは、近所の人が誘い合って参加することができ、繋がりもできるため、とても良いことだと思う。ただし、自分の町会には集会所がないため、個人宅を借りたりしてあまり開催出来ていない。

その他

- ・当地区では現在自主防災会でハザードマップを作っており、地区内の危険地区を歩き回って点検しているところである。
- ・更生保護女性会の活動を行っているが当団体の活動の内容はあまり地域住民の方に知られていない。

かきやまを販売することで、更正保護の普及啓発に努めている。

地域での取組

民生委員

- ・民生委員は本当に色々な事に尽力しており、感謝している。高齢者が増加し、今後、民生委員では追いつかない事が沢山あるだろう。民生委員をどうサポートしていくか、町会・校下全体で、地域全体をどう盛り上げていくかを、考えていかなければならない。
- ・日頃から高齢者の見守り、子供の見守り活動を行っている。

地域安心生活支え合い事業

- ・地域安心生活支え合い事業については、この地区に合ったものを皆と考えたい。当該地区には10数地区の町会があり、昔から農業をしている住民、外部からの転入者など、新旧入り交じった住民がおり、年齢構成も様々であり、校下全体で機運を高めていきたい。
- ・地域安心生活支え合い事業の他の地区の活動を見ていると、対象を高齢者に限った事業をしているところがあるが、子供や学生も多数いる当地区の特性を活かし、地域として全世代型の仕組みを考えたらどうか。

団体による活動

- ・今年から当会では、行事を設定しない高齢者の集える場を公民館で実施している。参加者は17～18名。集まってお茶を飲みながら話をするだけであるが、参加者の満足度も高く、ひとつ高齢者の居場所づくりができたと思っている。当会は、地区を越えた活動も実施している。
- ・今年度からまちぐるみが独立して、独自の役員、独自の行事を実施している。春期と秋期に児童館の児童が書いたメッセージを添えて、75歳以上に配食サービスを行っている。
- ・まちぐるみは独自でサロンを開催しており、高尾2地区、額2地区、額新保2地区と茶話会的な活動をしている。また、見守りを兼ねて、夏は熱中症防止パンフレット、冬はウエットティッシュと清掃道具の配布を行うほか、千木園等の施設に研修に行っている。

高齢者

- ・65歳以上が対象の高齢者福祉保健台帳調査の際、地域住民に何も困っていないと言われた。今後認知症のひとり暮らしの増加が予想されるが、様々な福祉の情報を集約し、困ったことが出てきた時に、見る物、困った時に関係機関に繋げてくれる人、というふうに普段からの備えがあればいいと思う。

子供

- ・子育てサロン運営事業と、児童館のカンガルー教室と、事業が重複しているので、今後見直しが必

要なのではと思う。

- ・ 貧困の子供達の支援を保護司の立場で支援している。活動を始めて1年になるが月に1回（土曜日）に神社と寺と交互に会場を替え、集まる場を設定している。流しそうめんやめった汁等を地域の高齢者の協力により食事を提供している。今後は、金沢大学のBBSサークルの協力により、学習支援も実施する予定。保護司として、みんなに愛が届いて欲しい、また犯罪防止といった視点からも活動をしている。対象者は、貧困家庭の子供に限っており、大々的なPR活動はしていない。地域の民生委員と協力しながら、地域での対象者把握に努めている。

提案

- ・ 地区で何が困っているかを把握するなど、実情の調査が必要ではないか。
- ・ コミュニケーションを良くして、向こう三軒両隣を良くしようということが大切ではないか。地域でいきいきサロンを工夫してやればどうか。月2回のいきいきサロンを普段出てこない人を呼んで、工夫して実施したらどうか。
- ・ 地域の支え合いについて何か良い事業を作りたい。他地区の良い取組を参考に、真似をしながらやってみる方法もあるのかもしれない。いきいきサロンの活動の活性化や、コミュニティ防災士の育成など、活動の内容もいろいろあるだろう。団体として力になりたいし、支援したい。
- ・ 集いの場は、小単位で歩いて行ける範囲で活動したら良い。全ての場所で同じことをするのではなく、それぞれが特徴を出してもいい。空き家の活用も検討したらどうか。

その他

- ・ 地域座談会は、とても良い機会となった。地域一丸となって輪(和)をつくり地域をよくしていきたい。
- ・ 当該地区では防災訓練を年に1回実施しているが、心配な人が訓練に参加していないことがある。個人情報のあることもあるので、参加の呼びかけは難しいのかもしれないが、懸念するところである。
- ・ 最近は1年交代の若い町会も多いので、町会長の仕事が伝わっていないのかもしれないが、本来、町会長、民生委員は日頃から支援しなければいけない人を把握する必要があると思っている。
- ・ 今後も、町会長、班長などと協力して、毎年防災訓練をしたい。
- ・ 子供から高齢者まで楽しめるスカットゴルフで、世代間交流を活性化させたい。

人材の確保・育成

- ・ 以前はマンションのコミュニティ活性化のため様々な活動をしていたが、リーダーシップをとっていた町会長が転勤し、活動が減退してしまった経緯がある。コミュニティには旗振り役がとても重要だと切に感じている。
- ・ 民生委員をしながら町会長の任期も長い方は、福祉についてとても理解があると思う。任期が短い町会長は見守り活動について、なかなか理解が得られない。

5 地域福祉活動に関するアンケートの概要

(1) 地区社会福祉協議会について

①地区社会福祉協議会の構成団体

構成団体	H29	H24	比較	構成団体	H29	H24	比較
地区民生委員児童委員協議会	54	54	—	交通安全協力会	15	15	—
町会連合会	52	50	↑	遺族会	14	16	↓
公民館	50	46	↑	青少年健全育成会	13	8	↑
老人会	48	44	↑	スクールサポート隊	12	5	↑
まちぐるみ福祉活動推進員	38	40	↓	地域内の福祉施設	12	8	↑
校下婦人会	38	38	—	母子寡婦福祉会	10	10	—
消防団	34	23	↑	自主防災会	9	6	↑
地域内のボランティアグループ	28	26	↑	善隣館	9	9	—
育友会・PTA	28	23	↑	保護司会	9	13	↓
児童館	26	24	↑	小学校	8	1	↑
防犯委員会	24	20	↑	中学校	4	1	↑
児童クラブ	24	29	↓	健康を守る市民の会	5	5	—
少年連盟	23	22	↑	民間の会社などの事業者	3	0	↑
障害のある方の団体	21	27	↓	商店街	3	4	↓
子ども会	15	10	↑	赤十字奉仕団	3	3	—
地域包括支援センター	15	8	↑	更生保護女性会	2	2	—

(H29 その他)

保育園 (2)、防火クラブ (2)、壮年会 (2)、保育園保護者会 (1)、老人福祉センター (1)、単位町会 (1)、校下防災会 (1)、学識経験者 (1)、市民センター (1)、ふたば会 (1)、母親クラブ (1)、地域サロン (1)、市保育士代表 (2)、町連推薦者 (2) 等

②地区社会福祉協議会の定期的な会議 (理事会、団体長会議など) の開催 状況 (複数回答)

開催頻度	H29	H24	比較
毎月開催	5	1	↑
2～3ヵ月に1回開催	11	11	—
半年に1回程度開催	11	1	↑
1年に1回開催	10	15	↓
必要に応じて開催	23	13	↑
その他	1	13	↓

③地区社会福祉協議会の構成団体 同士の連携・協力に関する課題 (複数回答)

課題	H29	H24	比較	H29 割合
地域課題が各団体間で共有されていない。	22	17	↑	40.7%
各団体の事業内容を詳細に把握していない。	17	15	↑	31.5%
団体間を連絡・調整するコーディネーター役がいない。	17	15	↑	31.5%
各団体が集まる機会が少ない。	17	14	↑	31.5%
地区社協の事業が少なく、各団体が独自に活動をしている。	7	10	↓	13.0%
特に課題はない。	15	20	↓	27.8%

④地区社会福祉協議会が主催する事業・行事等の主なスタッフ

スタッフ	H29	H24	比較	スタッフ	H29	H24	比較
民生委員	54	54	—	地域のボランティア団体	29	28	↑
地区社会福祉協議会の会長	52	53	↓	町会役員等	20	—	—
地区社会福祉協議会の職員	50	49	↑	企業・イベント事業者	4	1	↑
まちぐるみ福祉活動推進員	49	48	↑	学生	3	2	↑
地区社会福祉協議会構成団体の役員等	31	30	↑				

⑤地区社協の現在の構成団体以外で、今後、地域福祉活動を推進する上で連携を図る必要がある団体

連携が必要な団体	H29	H24	H29 ①+⑤ 割合	連携が必要な団体	H29	H24	H29 ①+⑤ 割合
地域包括支援センター	37	39	96.3%	地域内の福祉施設	18	25	55.6%
金沢市社会福祉協議会	43	42	79.6%	学生ボランティア	10	9	18.5%
市役所などの行政機関	33	37	61.1%	NPO(特定非営利法人)	5	5	9.3%
町会	32	—	61.1%	企業・企業ボランティア	4	6	7.4%
地域内の小中学校・高校	22	32	63.0%				

(2) 地域の諸課題について

①地域行事等への若年層の参加状況や参加を促進するための工夫（主な意見）

- ・三世代ふれあい交流の実施や、敬老会の行事に幼児、児童、青年団等の参加を促している。

②各地区における地域ボランティアなどの福祉人材の確保・育成の取り組み等（主な意見）

- ・地域安心生活支え合い事業を通したボランティアを募集
- ・定年延長等の社会情勢の変化に伴い、地域ボランティアの確保が困難な状態にあり、校下各種団体の協力体制は不可欠となっている。地区社協の活動について行政部局からの各種団体への協力依頼要請は極めて重要。

③地域安心生活支え合い事業に取り組んで良かった点、取り組む上で不安な点や心配な点（主な意見）

<良かった点>

- ・地域の課題が浮き彫りになり、良かった。町会連合会、民児協の協力がなければ実施できなかった。

<困った点、心配な点>

- ・地域全体で取り組むべき事項だが他団体の協力が得られない、協力が得られるかが心配。
- ・長期間役員等を続ける方が少ないため、継続性、定着性に不安がある。
- ・事業を推進するリーダーが不足している。ボランティアの確保が不安。

④地域内における個人情報の取扱い（主な意見）

- ・日頃から住民とコミュニケーションをとっていれば問題視されない。日頃からの付き合いが大事ではないか。
- ・個人情報共有の同意が得られない方は、地域福祉活動の対象にすることができないことになり、本

人に不利益になることを知っていただきたい。

- ・住民と相互に信頼関係を構築し、根気よく説得する必要がある。

(3) 地域福祉活動計画（地区別計画）について

①効果の有無

効果	H29	H24	比較
大いに効果有り	1	5	↓
多少効果有り	44	38	↑
あまり効果なし	5	9	↓
ほとんど効果なし	3	1	↑
未回答	1	1	—

②有の効果の内容

内容	H29	H24	比較
関係団体の連携が深まった	22	28	↓
地域課題が把握出来た	20	17	↑
地域内の行事等への参加者が増えた	18	17	↑
新規事業を実施することができた。	13	15	↓
住民間・世代間の交流が活発になった	8	13	↓

③無の効果の内容

内容	H29	H24	比較
計画した事業の予算化ができなかった	4	2	↑
地域内の関係団体と十分な話し合いができなかった	3	5	↓
事業を推進するリーダーがいなかった	3	3	—
計画が地域住民に十分に周知できなかった	2	8	↓
企画スタッフが足りなかった	2	3	↓

④今後重点的に取り組む必要がある課題（複数回答）

構成団体	H29	H24	比較	構成団体	H29	H24	比較
地域ボランティアの育成	44	36	↑	コミュニティ交流拠点の整備・確保	20	7	↑
地域の見守りネットワークの構築（孤立防止を含む）	34	33	↑	買い物、ゴミ出しなどに対する生活支援事業	20	12	↑
地域防災の取り組み	31	28	↑	世代間交流事業	17	10	↑
地域内の関係団体との定期的な会議	22	16	↑	地域における自主財源の確保・新規開拓	18	14	↑
地域住民への情報発信	24	16	↑	企業・NPO・学生などとの連携	13	2	↑
サロン事業の拡充	22	27	↓	地域における相談窓口の設置	11	2	↑

⑤地区別計画を策定・実行するに当たって必要と思われることや、行政への要望等

- ・地域の町会との連携や、中心となるべき人材の発掘、育成が必要
- ・高齢者、児童を「地域全体で見守る」観点から校下各種団体の協力が必要
- ・他地区の情報の提供、高齢化地区の後継者不足による若年人材の確保

〔6〕 民生委員児童委員活動にかかる実態調査結果の概要

1. 調査実施概要

(1) 調査の目的

急速な少子高齢社会の進行に伴って民生委員児童委員・主任児童委員（以下、委員）の活動領域が拡大し、業務量が増加傾向にある中で、その活動実態を把握し、今後の地域福祉推進における役割・機能を検討するため、本調査を行う。

(2) 調査方法

- ①調査対象 金沢市の全委員
- ②対象者数 1,101 名（男 408 名・女 693 名）
- ③実施方法 金沢市が金沢市社会福祉協議会に委託して実施。委員が記入した調査票は、各地区民生委員児童委員協議会で取りまとめ、金沢市社会福祉協議会に提出。
- ④調査期間 2017 年 7 月 3 日～7 月 31 日

(3) 回収状況

本調査の回収状況は下表のとおり。

項目	調査数	調査結果	項目	調査数	調査結果	回収率
民生委員児童委員	990	718	男	388	252	89.9%
			女	602	458	
			未記入	－	8	
主任児童委員	111	79	男	20	13	
			女	91	60	
			未記入	－	6	
区分未記入	－	193	男	－	24	
			女	－	30	
			未記入	－	139	
合計	1,101	990	合計	1,101	990	

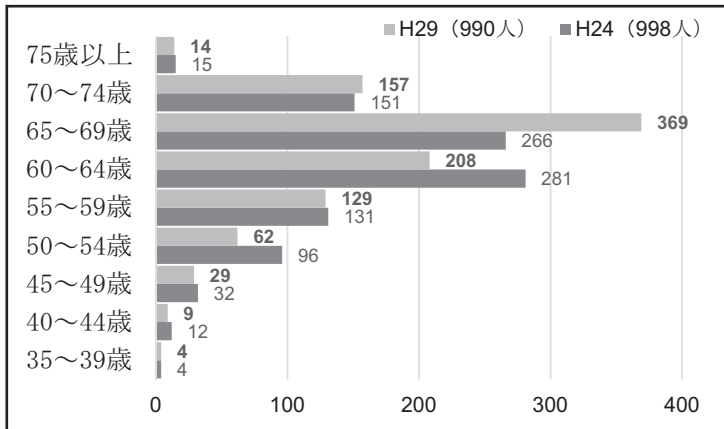
- (4) 実施主体 金沢市

- (5) 調査委託先 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

2. 集計結果

(1) 回答者の状況

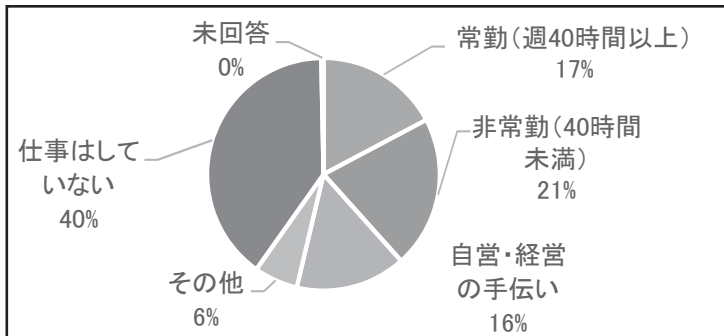
①現在の年齢



◆ 65～69歳の年齢層が最も多く、全体の約37%を占めている。

5年前の調査に比べ、65歳以上の年齢層が10%以上増加しており、委員の高年齢化が進んでいる。

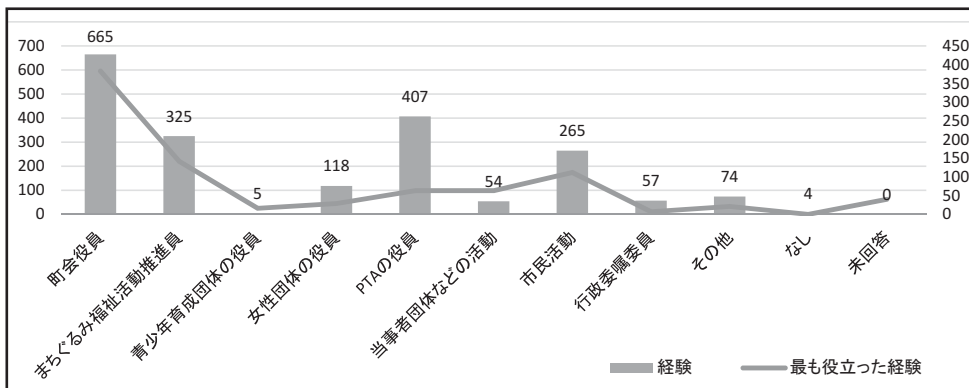
②現在の就労状況



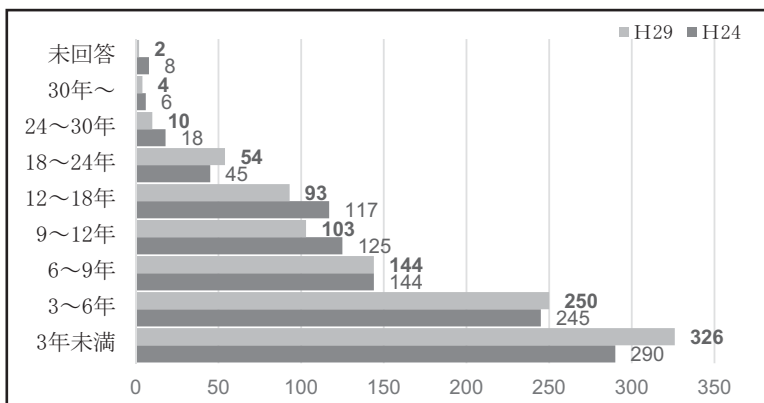
◆ 就労形態別の割合は、5年前の調査に比べ大きな変化はみられない。

委員の高年齢化が進む一方で、約60%が収入を伴う仕事に就きながら活動している。

③民生委員・主任児童委員以外の地域活動の経験（複数回答）



④現在までの在任期間（通算）



◆ 3期（9年）以上の割合が27%という結果であった。前回調査時の31%を下回っており、経験の浅い委員が増加した。

(2) 活動に対する意識について

①現在の活動に対するやりがい

7割以上の委員がやりがいを感じていると回答している。やりがいや支えにつながることで、「地域の新たな情報や知識」、「活動の仲間」、「地域貢献」、「自分の成長」が上位にあがっている。

②活動に対する地域住民の理解度

ある程度理解されていると感じている委員が6割を超えているが、あまり理解されていないと感じている委員も3割を超えている。

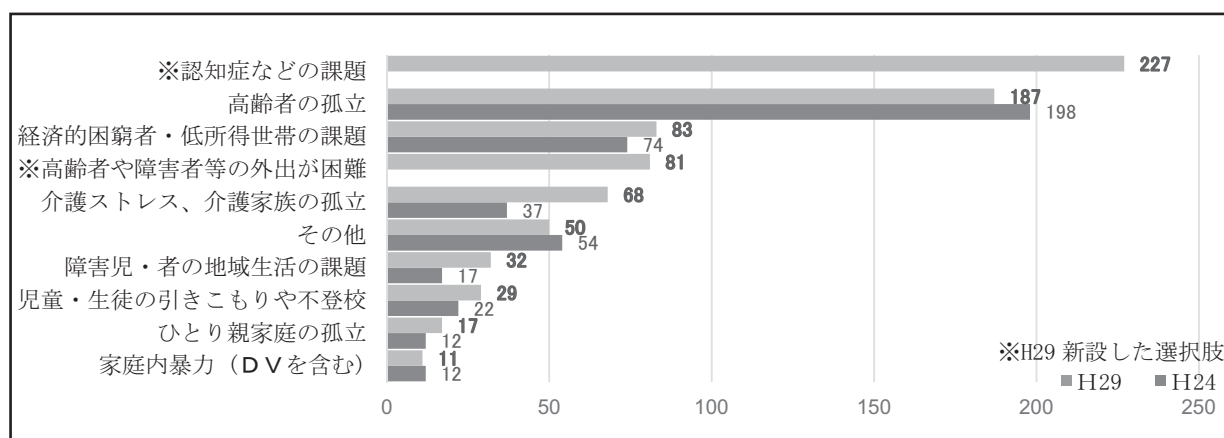
③担当地区の世帯数

100～200世帯未満が5割強、200世帯を超える委員は約2割であった。

「担当世帯数が多すぎて十分な活動ができていない」と回答した委員は1割強であり、8割弱の委員が「支障がない、ちょうどいい」若しくは「余裕がある」と回答している。

(3) 現在の活動について

①困りごとを抱えている世帯のケース（上位10位）

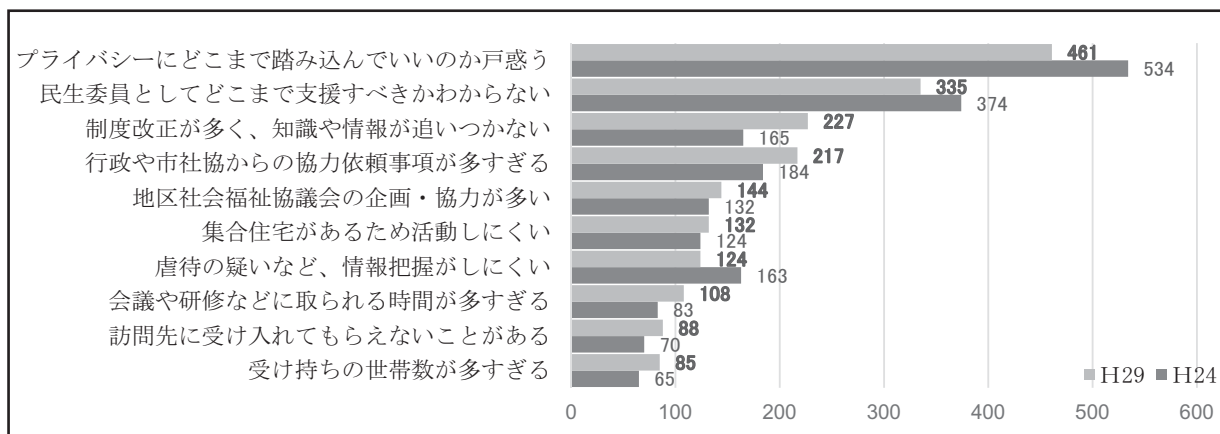


支援を行う上での主な課題、難しいと感じたこと（具体例）

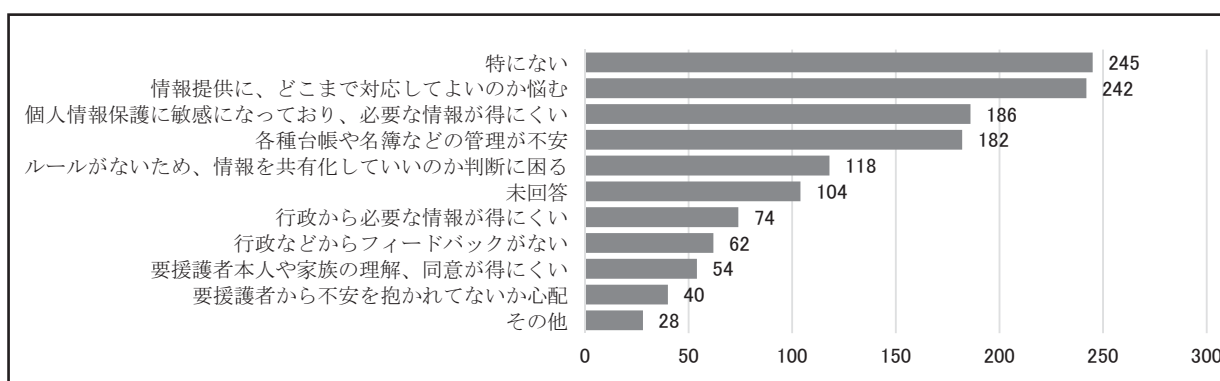
- ・ 本人や家族が認知症であることを認めない場合や隠している場合、支援につながらない。
- ・ 認知症の方の帰宅困難、行方不明への対応や、近所からのクレーム対応に苦慮している。
- ・ 高齢者の孤立を心配して相談支援等を申し出ても、関与を拒否される場合の対応が難しい。
- ・ 見守りにも限界があり、事前把握が難しく孤独死などにつながってしまう。
- ・ 金銭や食べ物を求められる場合がある。
- ・ 外出が出来ない高齢者の方から、ちょっとした用事の代行を頼まれることがある。
- ・ 免許を返納した人への支援（公共交通機関の充実、タクシー運賃の割引など）が不十分。

②活動上の悩みや苦勞

「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「どこまで支援すべきかわからない」の項目は、前回調査時に比べて一定数の減少が見られた。一方で、「制度改正が多い」、「行政や市・地区社協からの依頼事項が多い」等の項目は前回調査時に比べて増加している。



③個人情報などの取扱いで日頃悩んでいることや苦勞していること



④活動の中で責任を持てないと感じたこと、特に不安を感じたこと（具体例）

- ・ 訪問しても一切応答がない、関わりを拒否される世帯を放置して良いのか悩む。
- ・ 活動範囲外のことへの対応。（送迎や身元引受人・保証人へのサイン、金銭トラブルの仲裁等）
- ・ 地域住民の個人情報に対する過度な反応により、必要な情報が得られない。

(4) 今後の活動について

①自らの活動をより充実させていくために必要なこと

「地域の町会との連携強化」、「自分自身の資質向上」、「まちぐるみ福祉活動推進員などの役割の明確化と連携強化」、「活動に対する地域住民の理解や協力」などが上位にあがっている。

②自身の活動をより充実させていくために必要だと思う研修

「行政や地域包括支援センターなどの関係機関とともに、実際の事例検討を通して、連携や役割

分担を確認する」「事例を題材に課題を見極め、支援方法や対応を検討する」「災害時などの情報共有方法について、関係機関と一緒に学ぶ」が上位にあがっており、事例検討を望む委員が多い。

③自らが力を入れたい活動

「災害時に備えての救援活動のネットワークづくり」「地域サロンなど地域活動の活性化」「高齢者や障害者、児童などに関する個別援助活動の強化」「地域の支援ニーズの発見機能強化」が挙げられている。

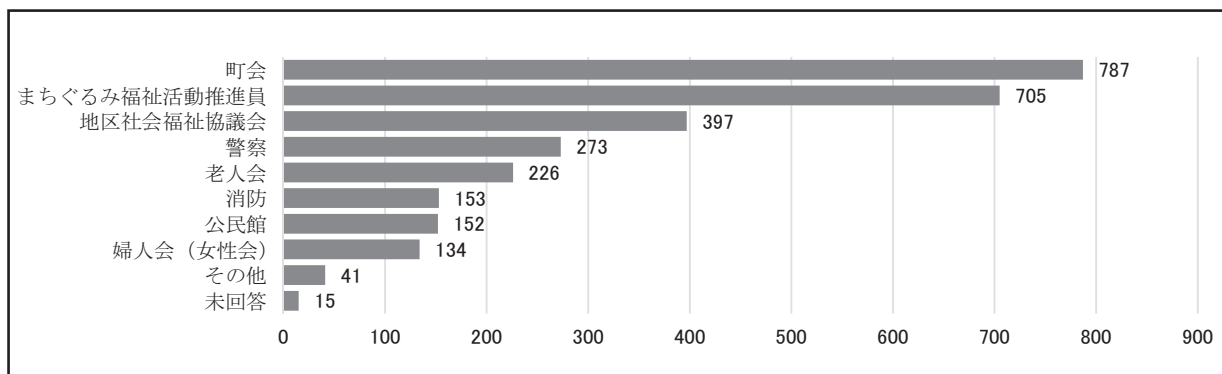
④具体的な個別援助活動として重要になると思う活動

「認知症や寝たきり高齢者支援、介護家族の支援」「孤立・孤独・自殺防止活動」「介護予防活動」が上位に挙げられている。

⑤後任の委員を選任しやすくするために行政の取り組みとして必要だと思われること

「町会に制度を理解してもらい、協力を得る」、「新任の委員が活動に慣れるまで前任の委員がサポートする」、「まちぐるみ福祉活動推進員を拡充する」、「業務量を軽減する」が上位に挙げられている。

⑥要援護者の見守りをする上で、民生委員活動が行いやすくなる情報共有の範囲



7 町会長アンケート調査結果の概要（＊地域課題に関連するものを抜粋）

1. 調査実施概要

(1) 調査の目的

地域コミュニティ活性化推進条例（平成 29 年 4 月施行）の具現化を図る「地域コミュニティ活性化推進計画」を策定するための基礎資料とするため。

(2) 調査方法

- ①調査対象 金沢市の全町会長
- ②対象者数 1,360 名
- ③実施方法 郵送調査法（アンケート様式を郵送送付・回収、記入式）
- ④調査期間 2017 年 7 月 14 日～7 月 27 日

(3) 回収状況

回収数 1,231 票、有効回収率 90.5%

(4) 実施主体 金沢市

(5) 調査内容分析等委託先 金沢大学地域創造学類地域社会学研究室

2. 集計結果

(1) 回答者の状況

①町会の現状について

規約（会則）のある町会が前回調査時よりも大幅に増加し、町会の制度化が進んでいる。一方で、個人情報保護の課題等から、世帯名簿を作成していない町会が 2 割存在する。

町会加入率は、加入率 90%以上の町会が 9 割近くあり、高い水準を維持している。

平均世帯数は 111 世帯となっており、前回調査と比較すると、1 町会内の世帯数は全体的に減少傾向にある。

町会の区域の特徴としては、高齢者世帯が増え、子供が減少しているという少子高齢化の進展を反映した結果となった。3 割以上の町会で空き家が増えている。空き家の増加は、町会活動のための財源の確保の問題と連動してくる。

町会費は、集合住宅や事業所からも集める割合が高く、これらの住民や事業者、従業員にも町会活動の実質的な担い手となってもらうことが期待される。

町会長の候補者の選定方法は前回調査とほとんど変わらない。町会長、副会長、会計に手当の出

る町会は前回調査より増加している。これらの役職に40歳台までの若い年齢層がついている町会は少ない。

②集合住宅（マンション、アパート）との関係について

集合住宅と一戸建てが混在している町会が約7割あるが、そのうち集合住宅には町会費を納めてもらっているだけという町会が約4割ある。集合住宅と「連携できていないが、きっかけがあれば連携したい」という町会も半数近くある。

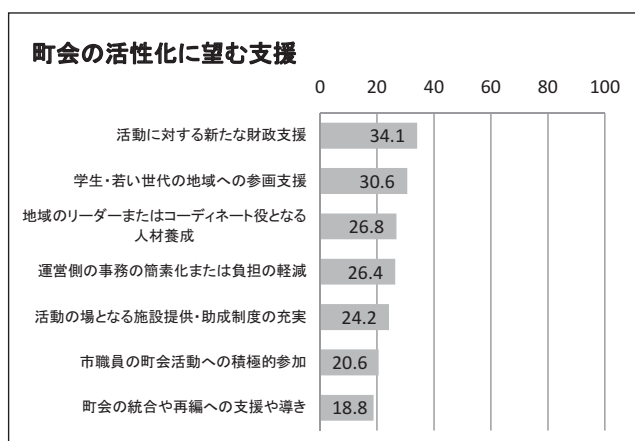
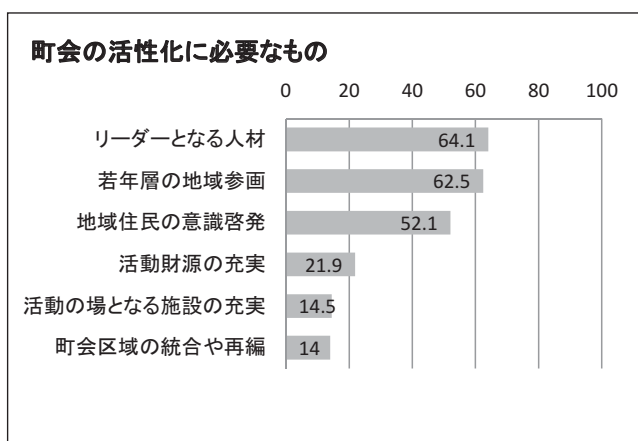
③町会の活動内容について

町会の活動で重要なものは、「情報の伝達」や「住民相互の連絡」となっている。今後の地域課題として取り上げられることの多い高齢者等への支援活動については、2割の町会で存在していない。

町会運営上の課題と問題点では、役員のなり手不足や役員の高齢化が挙げられている。

④町会の役割と活性化について

町会の情報伝達は、活動内容のうちで最も活発にされている項目であったが、その代表的なツールが回覧板である。しかし、回覧板が回るのが遅いといった課題も挙げられている。町会の活性化に必要なものは、「リーダーとなる人材」、「若年層の地域参画」であり、金沢市からの支援として、「財政支援」や「学生・若年層の地域参画支援」が望まれている。



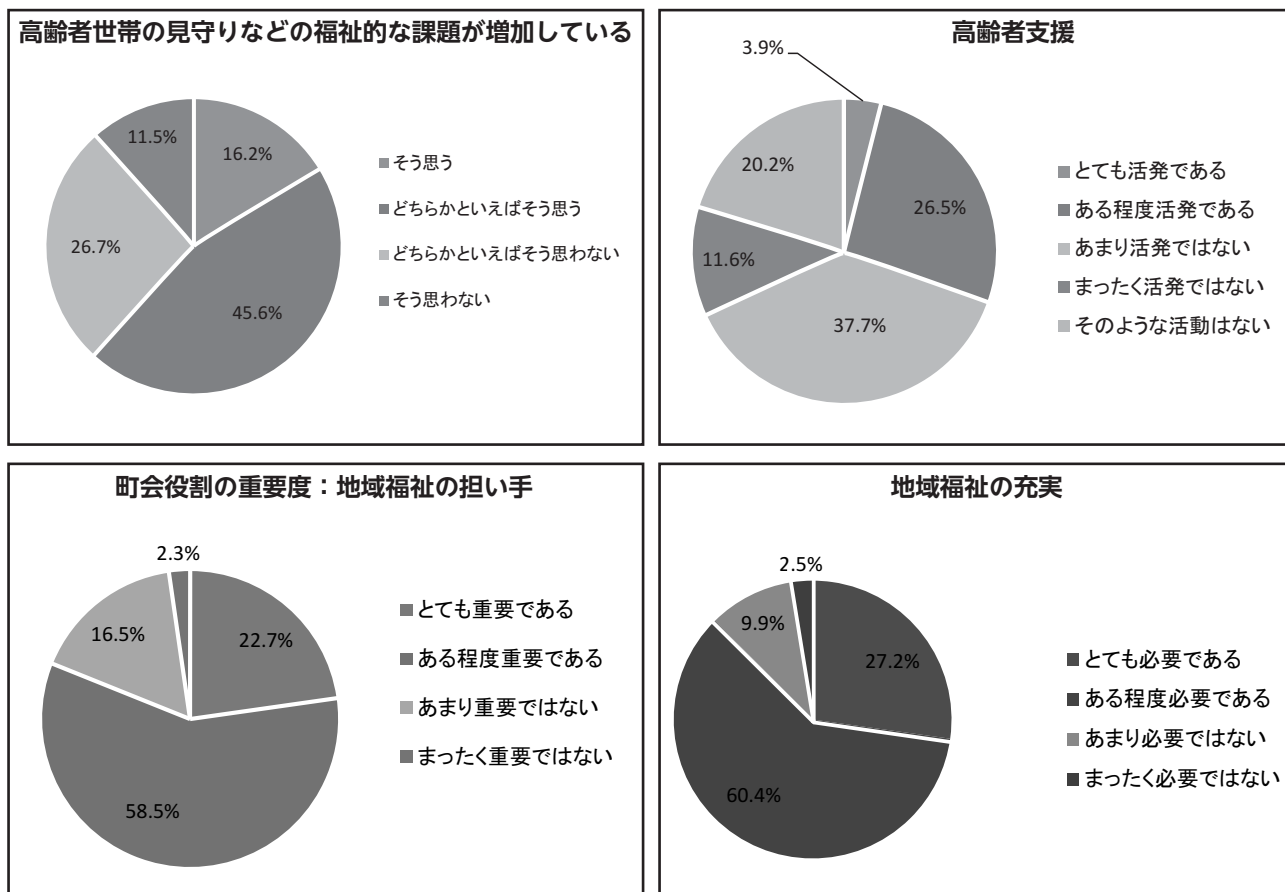
⑤協働のまちづくりについて

既に町会では地域の様々な団体・組織と、防災訓練や子供の見守りといった具体的な課題で連携していることが明らかとなったが、商店街、企業、ボランティア団体・NPO・市民活動団体、学生団体、地域のサークルなどとの連携は強くない。

また、町会が地域で活動する団体や組織といわゆる協議会といった形を組織して、地域課題に対して連携して取り組んだ場合に効果が望めそうであるとの回答が6割近くあった。

⑥町会と地域福祉との関わりについて

町会運営上の課題と問題点として、「高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している」との項目について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計は6割を超えている。



⑦金沢方式について

「金沢では地域の各種団体が、地元負担と地域主導、ボランティアによる組織運営を行っており、この運営方式は「金沢方式」と呼ばれています。この金沢方式の言葉を知っていますか」という問いに対して、「知っている」と回答したのは町会長のうち3割であった。

⑧町会運営上の課題と問題点

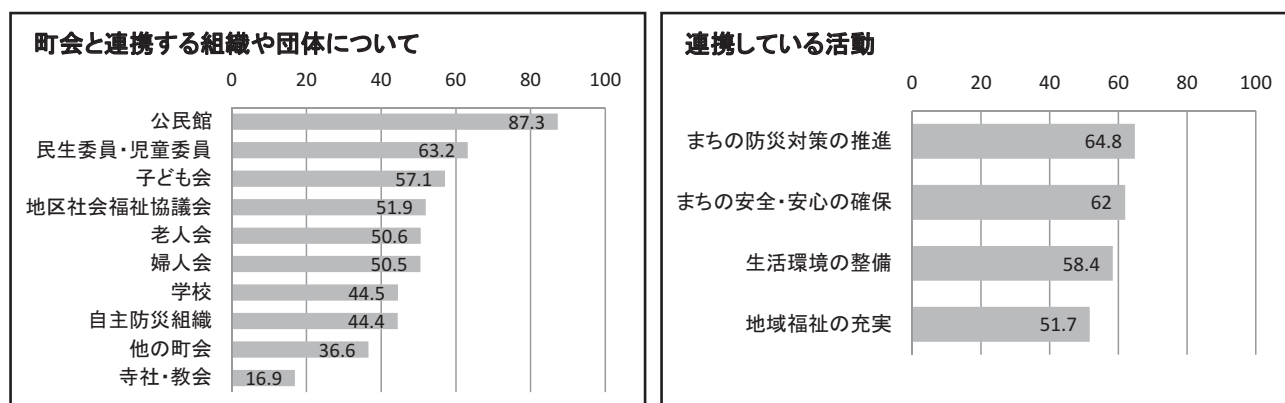
「役員のなり手がいない」、「役員が高齢化している」、「事業内容が形骸化している」という回答が多い。町会運営上の課題と問題点としては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」との合計では、「役員のなり手がいない」(80.2%)、「役員が高齢化している」(72.8%)、「事業内容が形骸化している」(70.2%)の順で続く。前回調査との比較では、特に「役員が高齢化している」という意見が増加している。

⑨町会役割の重要度

「ごみステーションの管理」、「防災活動や地域の安全確保の担い手」、「住民の相互扶助や住民自治の拡充」と続く。

町会の役割として重要なものは、「とても重要である」と「ある程度重要である」の合計で高い順に、「ごみステーションの管理」(94.3%)、「防災活動や地域の安全確保の担い手」(93.7%)、「住民の相互扶助や住民自治の拡充」(93.3%)と続く。全体として前回調査とほとんど数値は変わらないものの、「とても重要である」と「ある程度重要である」の合計が高くなったものとして、「各種募金や寄附のとりまとめ」(55.5%→63.8%)が挙げられる。

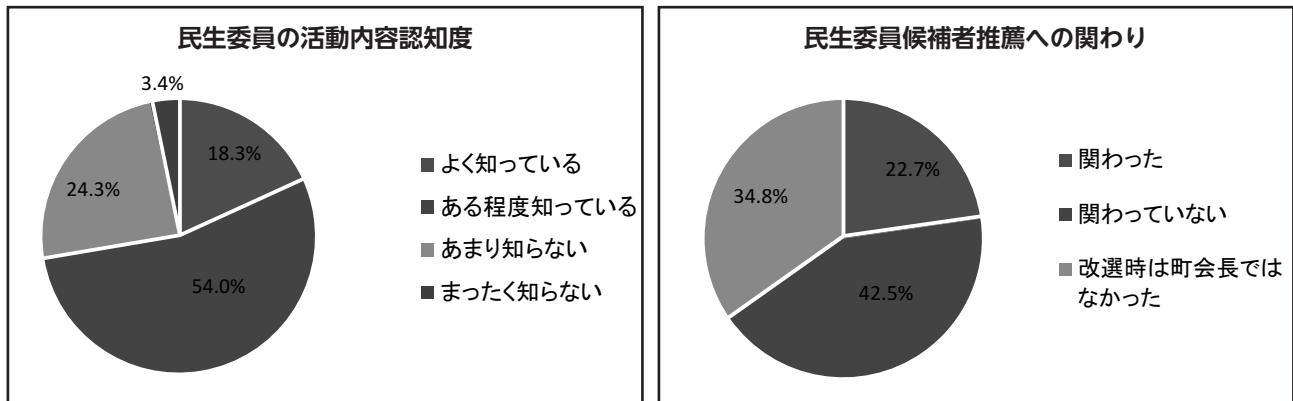
⑩町会が連携している組織や団体



⑪地区社会福祉協議会と民生委員活動について

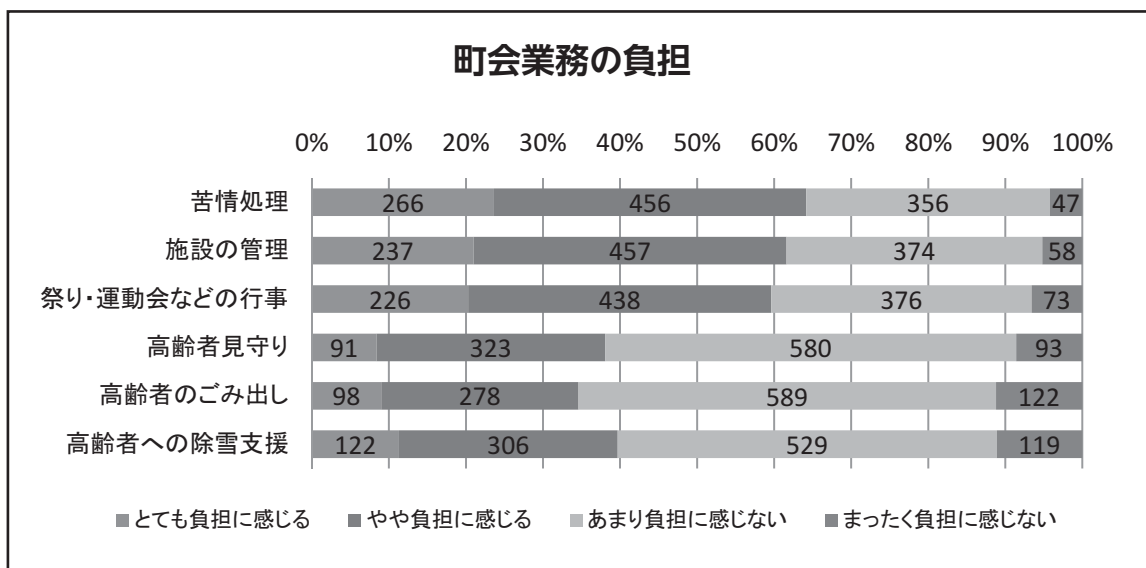
地区社会福祉協議会が連携した地域福祉活動の認知

	回答数 (N)	選択割合
敬老会	856	73.2%
地域サロン	751	64.2%
広報誌の発行	642	54.9%
友愛訪問	410	35.1%
子育てサロン	351	30.0%
配食サービス	216	18.5%
どれも知らない	141	12.1%
合計	3,367	



⑫町会業務のうち負担の大きいもの

順に、「地域の苦情処理」、「施設の管理」、「祭り・運動会等の行事」となっている。町会業務として14項目あげた中から、「とても負担に感じる」と「やや負担に感じる」とを合計した割合の高いもののうち、50%以上を超えたものが、「地域の苦情処理」(64.2%)、「施設（ごみステーション・街路灯など）の管理」(61.6%)、「祭り・運動会等の行事」(59.7%)、「地域要望のとりまとめ」(58.7%)、「市からの回覧・配布物」(57.6%)、「市以外からの回覧・配布物」(54.4%)の順であった。



8 金沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく次期の金沢市地域福祉計画を策定するための金沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画に記載する内容に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、福祉に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉局福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

9 金沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
1	宇野 孝一	金沢市善隣館協議会幹事長	福祉関係者
2	浦上 光太郎	金沢市社会福祉協議会会長	福祉関係者
3	小原 精	公募委員	公募
4	片岡 正子	金沢市民生委員児童委員協議会会長	福祉関係者
5	川元 傳	米丸校下社会福祉協議会会長	福祉関係者
6	関戸 正彦	金沢市公民館連合会会長	地域コミュニティ関係者
7	高田 千恵子	十一屋地区社会福祉協議会会長	福祉関係者
8	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめセンター長 (厚生労働省 地域力強化検討会構成員)	福祉関係者
9	能木場由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長	地域コミュニティ関係者
10	濱岸 利夫	公募委員	公募
◎ 11	真砂 良則	北陸学院大学人間総合学部 人間総合学部長 社会学科教授	学識経験者
○ 12	眞鍋 知子	金沢大学地域創造学類准教授	学識経験者
13	森川 文博	金沢市町会連合会会計	地域コミュニティ関係者
14	吉田 昭生	金沢市地区社会福祉協議会会長部会会長	福祉関係者

◎は委員長、○は副委員長

(50音順)

委嘱期間：2017年4月1日～2018年3月31日

10 金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 金沢市地域福祉計画（以下「計画」という。）の見直しのための課題、施策等に関する事項
- (2) その他計画の見直しのために必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる課所の職員で組織する。

2 ワーキンググループの座長は、福祉局福祉総務課長とする。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係する課所等の職員を会議に加えることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、福祉局福祉総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年1月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市民協働推進課、健康政策課、生涯学習課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども政策推進課、こども総合相談センター、障害福祉課、福祉総務課
--

11 審議経過

年 月 日	事 項
2017年 1 月16日	○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ設置
1 月24日	○金沢市地域福祉計画策定委員会設置
2 月14日	○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ 第1回会議 ・金沢市地域福祉計画 2013 について ・次期金沢市地域福祉計画の目指す内容や課題について ・策定スケジュールの確認
5 月19日	○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ 第2回会議 ・金沢市地域福祉計画 2013（現行計画）における行政推進施策の進捗状況 ・金沢市地域福祉計画 2018（仮称）策定について ・善隣館について ほか
6 月 1 日	○第1回 金沢市地域福祉計画策定委員会 ・金沢市地域福祉計画 2013 の検証について ・金沢市地域福祉計画 2018（仮称）策定スケジュールについて ・金沢市地域福祉計画 2018（仮称）策定の方向性についてほか
6 月30日	○平成 29 年度第2回地区社会福祉協議会会長会議 意見交換
7 月～8 月	○町会長アンケート調査、民生委員アンケート調査、 地区別アンケート調査
9 月20日	○森山地区意見交換会（座談会）
9 月28日	○第2回 金沢市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉活動に関するアンケート等の結果報告について ・金沢市地域福祉計画 2018（仮称）の基本目標について ・施策の基本的な方向について ほか
10月 3 日	○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ 第3回会議 ・新計画の検討項目・課題 ・新計画の基本目標、施策の基本的方向及び計画の体系 ほか
10月25日	○松ヶ枝地区意見交換会（座談会）
11月 6 日	○二塚地区意見交換会（座談会）
11月 8 日	○鞍月地区意見交換会（座談会）
11月22日	○小立野地区意見交換会（座談会）

年 月 日	事 項
11月29日	○第3回 金沢市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉座談会，町会長アンケートの結果報告について ・施策の展開について事務局案の提示 ・意見交換 ほか
12月1日	○平成29年度第3回金沢市地区社会福祉協議会会長会議 意見交換
12月3日	○内川地区意見交換会（座談会）
12月7日	○扇台地区意見交換会（座談会）
12月19日～ 2018年1月17日	○パブリックコメントの手続実施
12月21日	○平成29年度金沢市民生委員児童委員協議会第8回定例会会議 ・金沢市地域福祉計画2018（仮称）素案
2018年1月22日	○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ 第4回会議 ・金沢市地域福祉計画2018（素案）概要について ・新計画の推進事業について
1月26日	○材木地区意見交換会（座談会）
1月30日	○西地区意見交換会（座談会）
2月13日	○平成29年度地区社会福祉協議会会長研修会 意見交換
2月14日	○第4回 金沢市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・「金沢市地域福祉計画（案）」について
2月16日	○金沢市地域福祉計画策定委員会から市長へ計画（案）を報告



金沢市地域福祉計画 2018

2018 年（平成 30 年）3 月発行

発行／金沢市

編集／福祉局福祉総務課

〒 920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL.220-2278 FAX.220-2360

E-mail fukushi_s@city.kanazawa.lg.jp